

令和元年 第3回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和元年12月20日(金)

9:30～15:15

～速記録～

◎ 議長(廣尾 正男)

皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、何かとご多忙のところ、ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。ただいまから、令和元年第3回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。西村広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長(西村 典夫)

皆さん、おはようございます。本日は、令和元年第3回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席をいただきまことにありがとうございます。さて、相楽東部クリーンセンターの擁壁等安全対策につきましては、地盤調査等の現地調査が終わり、現在、調査結果に基づく分析作業を進めていただいております。年明けには、一定の分析結果が出てくる予定でございます。今後、議員の皆様をはじめ関係機関と相談しながら、早急に安全対策をはかって参る所存でありますので、よろしく願いをいたします。本定例会におきましては、平成30年度の決算認定・令和元年度の補正予算、さらには会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(案)につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。何とぞ、よろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。本日は、まことにご苦労さまでございます。

◎ 議長(廣尾 正男)

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、3番 久保憲司議員、4番 藤井清隆議員を指名します。日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る12月16日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長(廣尾 正男)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。日程第3 閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長 西岡良祐議員。

◎ 総務厚生常任委員長（西岡 良祐）

皆さん、おはようございます。総務厚生常任委員会からの報告をさせていただきます。本委員会は、9月24日午前10時から、相楽東部クリーンセンターで、また、12月13日午前9時30分から、和東町体験交流センター会議室でそれぞれ開催いたしました。9月24日の委員会では、クリーンセンター地盤調査等の概要、進捗状況について説明を受けました。委員からは、調査事業の具体的な内容や終了時期について、また最終的な安全対策に係る費用等について、それに関する質問が出されました。12月13日の委員会では、平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要について、総務課及び環境課所管の事業に関して説明を受けました。次に、令和元年度事務事業の進捗状況として一般会計歳入歳出予算執行状況について、11月末時点での数値で説明を受けました。委員からは今年度から民間に委託している一般廃棄物処理に関する費用や、老人福祉費における執行率の低さについての質問が出されました。次に、令和元年第3回定例会の概要として、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(案)、一般会計補正予算第2号(案)について説明を受けました。委員からは条例案に関して会計年度任用職員の移行対象となる現時点での人数についての質問が、そして、補正予算に関してはクリーンセンターの施設運営協力金の経過や予算計上時期等についての質問が出されました。以上で9月24日及び12月13日に実施した、総務厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続きまして、文教常任委員長 鈴木かほる議員。

◎ 文教常任委員長（鈴木 かほる）

文教常任委員会の報告をいたします。文教常任委員会は、8月29日午後1時30分から笠置中学校で、また12月13日午後1時30分から和東町体験交流センター会議室でそれぞれ開催しました。8月29日の委員会では、笠置中学校トイレ改修工事、工事中の視察をしました。そして、事業概要や進捗状況について説明を受けました。机上に改修工事についての資料を載せてありますので、ご覧ください。それで、委員からは工事の完了時期や今後のトイレ改修工事の計画などに関する質問が出されました。写真なんか見てもらったらわかりますように、1階のところには運動場側からスロープが付きまして、床面は廊下からフラットで車いすで入れるトイレが奥にあります。それで、工事は9月2日に終了しました。次、12月13日の委員会では、平成30年度一般会計歳入歳出決算の概

要として、教育委員会所管の事業について説明を受けました。委員からは、笠置町六角堂の清掃事業における発注方法に関する質問が出されました。次に、令和元年度事務事業の進捗状況として、予算執行状況について11月末時点での数値で報告を受けました。委員からは、和束小学校、中学校のバス通学をしている児童生徒の内訳などについての質問が出されました。次に、令和元年第3回定例会の内容として、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(案)、令和元年度補正予算第2号(案)について説明を受けました。その後の質疑応答では、条例案に関して、新旧対照表の中で改正後に削除となる委員などの扱いについて質問が、補正予算に関しては、笠置児童館移転による児童への影響、笠置、和束中学校の部活の内容、生徒クラブ指導手当の積算時間の内訳、スクールバスの修繕費用などについての質問が出ました。以上で、8月29日及び12月13日に実施した、文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎ 議長(廣尾 正男)

以上で報告を終わります。これより暫時、休憩いたします。先ほど、閉会中の総務委員会報告にもありましたが、相楽東部クリーンセンターについて、2点、理事者から説明を行いたい旨の申し出があり、ただいまから全員協議会を開催したいと思います。本件については、先日の議会運営委員会でお諮りしましたが、クリーンセンター周辺土地問題について。地元協力金について。以上、2点であります。それでは、議員の皆さん議場隣の控室に移動願いますか。

(休憩 9:40~10:39)

◎ 議長(廣尾 正男)

少し時間が早いです、全員そろっていますので、再開させてもらってよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長(廣尾 正男)

それでは、休憩前に引き続き、審議を再開します。日程第4 一般質問を行います。質問時間は、答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。7番 畑武志議員の発言を許します。

◎ 7番(畑 武志)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。今回取り上げましたのは、3点でございます。時間の都合上もございまして、簡単にお聞きしていきたいと、このように思います。1点目は、東部クリーン

センターの休炉の管理状況についてでございます。東部クリーンセンターは現在休炉にするための準備を行っております。その後の進捗状況、また、予算の執行状況についてお聞きをいたします。また、この後、この炉を再稼働をするにあたっては、どれぐらいの経費がかかるのかをお答えいただきたいと思います。2点目におきましては、東部クリーンセンターの今後の再稼働についてでございます。1点目の中の関連質問ともなりますが、平成31年3月末日をもって現在休炉となっております。休炉となった要因は、20年間の約束の真摯協定を守り、一度休炉にし、その後再稼働に向けて地元の方をお願いに上がるということでございまして、その後、約9か月経過いたしました。また、その後の進捗状況について、西村連合長、平沼副連合長、堀副連合長にお聞きをしたいと、このように思います。3点目でございます。外部委託後のごみ収集・運搬状況についてでございます。ごみの収集・運搬については一部地域では、今までより時間がかかっており、地域住民からの苦情も聞いております。その原因はどこにあるのかを答弁いただきたいと思います。以上、よろしくお願いたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

畑議員のご質問にお答えをいたします。相楽東部クリーンセンターにつきましては、本年4月以降、焼却炉を停止しておりますが、焼却灰等による腐食や固着を防ぐため、休炉する場合に必須となる作業を行っているところでございます。主なものといたしましては、残存ごみの取り出し、処分、ピット内高圧洗浄、薬剤等の残留物をバキューム吸引回収したほか、排水処理施設の各槽内清掃、さらには煙突等の雨水対策等を実施いたしました。また、前回の補正予算で認めていただきましたバグフィルタの焼却灰清掃及び処理が終了し、現在、残りの灰搬送装置等に係るコンベア内の清掃を進めているところでございます。この清掃作業等の終了後、機器等の点検・確認作業を行い、以降、施設維持管理のため、必要最小限の定期的なメンテナンス作業を進めることとしております。したがって、クリーンセンターの維持管理にかかわります予算の執行は、概ね7割の現状と考えております。なお、バグフィルタの焼却灰清掃等を実施したことによりまして、以後、公害防止のため高温に保っていた施設の電気代を見直すことができ、これまで月130万から150万円かかっておりました電気代が40万から50万円に削減できる見込みとなっております。再稼働に要する経費につきましては、再稼働の時期、設備の劣化状況により大きく変動しますので、詳細な調査を行わないと工事費用等算出できませんが、稼働後20年経過し、設備の老朽化・劣化がかなり進んでおりますので、再稼働で10年から15年間の操業を安定的に行うためには、主な設備機器の更新が必要となってまいります。そうした整備を行うとしますと、概算ではございますが、約14億円という費用が見込まれる

など、再稼働するためには、相当な費用が必要になるものと考えられます。現在、一般廃棄物処理基本計画の策定を進めておりますので、こうした業務の中で、施設の長寿命化も考慮した今後の施設の維持管理や、活用できる国庫補助金等の財源も含め再稼働に要する費用についても、概算にはなりますが算出・検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

連合長、続けて、東部クリーンセンター。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

続きまして、相楽東部クリーンセンター、今後の再稼働についてでございます。一般廃棄物の処理は市町村の責務であるという法律の趣旨を踏まえ、現在、地元区に対しまして再稼働に向けたお願い、協議を進めているところでございます。具体的な進捗につきましては、昨年10月に、我々、正副連合長が住民説明会に出席し、これまでの長年にわたるご理解とご協力に対する「お礼」を申し上げるとともに、「再開のお願い」をし、地元区と率直な意見交換を行ったところでございます。今年度に入りましても、クリーンセンター休止に伴う業務の協力について依頼を行うとともに、再稼働に向けまして、これまでの経過や協定書を踏まえ、まずは、過去からの積み残された課題、約束事について話し合いを行っております。具体的には、過去からの協力金の取り扱い、道路改良整備等についてありますが、道路整備につきましては町道でありますので、和東町と協議の上、役割分担をはかりながら、整理を進めているところでございます。また、テールアルメ擁壁等の安全対策を行う上でも、地元区の協力は不可欠でございますので、必要な情報提供を行うなど、さらに連絡を密にしていまいりたいと考えております。今後とも、施設再稼働に向けまして、粘り強くお願い、協議を進めていくこととしておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。最後に外部委託のごみ収集・運搬等についてでございますが、これまで相楽東部クリーンセンターでごみ処理をまいりましたが、現在は、府県を越えて伊賀市域の処理施設まで運搬・処理しておりますので、一部で、今まで以上に時間がかかってしまっている場合が発生しております。また、議員の皆様には、9月下旬、ごみ処理委託先の処理施設をご視察いただきましたが、大規模な施設である一方、日本全国からごみが集まってまいりますので、持ち込みのトラックが渋滞する等により、時間がかかっていることもございます。以上を踏まえまして、先の議会でご承認いただきましたGPSを活用した運行データ等の分析業務を進め、収集・運搬の効率化をはかることとしております。また、収集ルートのほかにも、現在、町村ごとにごみの収集日や回数が異なること、各町村地域にごみの集積・仕分けを行う中継基地・集積基地がないこと等といった点からも、収集・運搬を始めとした検討・見直しを進めるとともに、循環型社会を推進するため、ごみの減量化・再資源化といった取り組みに対応していかなければならないことから、地

域住民の皆様にも、ご協力いただくところはいただきながら、ごみ処理施策を推進してまいりたいと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

平沼副連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

2番目のご質問ですが、概ね先ほど、失礼しました。2番目のご質問に対してお答えいたします。先ほど連合長が申し述べたとおり、概ねそういった考えは同様でございます。再稼働につきましては、まだまだ不確定要素が多くございますので、まずはテールアルメの擁壁等のこの安全性を確保する。それについては今現在、神戸大学さんの方で調査をいただいておりますので、その結果をにらみながら、段階的に対処していく、その段階的に進めていくということで考えております。以上になります。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

ただいま、畑議員からいただきました、2点目のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。再稼働に向けての取り組みでございますが、これまでこれは、先ほどもありましたように、本年の3月末をもって期限が、協定の期限が切れる。これ、あらかじめわかっていることでありまして、これにつきましても地元とも、今までから再延長に向けての話し合いを進めてきたところでありまして。これは、和東町としても、道路の問題の調整が入っておったものですから、まだできていない南部幹線、今これも下島、撰原区の問題を約束させていただいております。このように町、連合だけではなく、町との約束事もあります。そういうことを含めて、話し合いをしていく。これまでこういったことについては、地元の理解も今いただいているところでありまして、先ほどの話じゃないですけど、今後に向けての覚書ということにも、非常に協力的にいただいたと、このように理解いたしております。それとやはり、今までの進めてきた中で、3月末でという20年ありますから、修理等においても最小限にしてきたと、こういう状況があります。だから再稼働に向けても、大きな課題があると思っております。やはり向けようと思ったら徹底的に直さなきゃならん。全部入れかえなきゃならない。そういう問題を入れていきますと、先ほど連合長言われたように、それについても経費が非常にかかる問題があるだろうというふうに思います。それとあわせて、先ほど連合だけやなしに、和東町の道路状況、今後どう進めていくかという問題も合わせてあります。そうしたことを考えていきますと、何か月という問題の話がついて、次進むという、なかなかいかないだろうと、年単位の話で

あろうと、そういうことから、これは緊急今現在避難処置をとって、伊賀市さんにお世話になっております。これは、2つのお願いをしにかなきゃならない。いわゆる、行きて引き受けていただく民間企業は、これはウエルカムです。企業ですから。ウエルカムできています。ところが、先ほど連合長の話ありましたように、この一般ごみについては、やはりその町村が責任をもってやっていかなきゃならない。これ法律で決められておりますね。だから、そういうことですから、その努力がなかったらいけない。だから、今伊賀市さんの方では、お願いいたしますよ、とこういうことでお願いしに寄せていただきました。そして、今話ついたのは、この何というんですかね、何か月やなしに、数年単位でもって話をさせていただく、だから、その数年をいただいた範囲の中で、先ほど申し上げましたように、諸条件、いわゆる、施設を直すことも大事です。それともう1つは、先ほど今からいろいろとお世話になっておりますように、問題が起こっている。テールアルメの問題、こういうことを条件整備して、次、町の方では道路整備の問題、これを絡めて、次の具体的な延長の話をさせていただくと、こういうことになれば非常に期間がかかるというふうに思っております。とにかく早いことその話を進めてまいりたいと、このように思っているところでありまして。そういう意味では、今後ともそういう方向で進めてまいりたいと思っております。これで遅くゆっくりというわけではなかなかいきません。というのは、今進めておりますように、連合3町村の連合において、この廃掃、ごみの処理計画をきっちりしていかないと、伊賀市は受けてくれませんので、やはりその計画に基づいて、これから努力していくべきだろうと思っております。そう意味ではこれからも、議員の皆さん方のご理解とご協力を一層お願いいたしまして、簡単でございますが、畑議員からいただきました質問に対しての私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

はい。3人の方から答弁をいただきました。それで、休炉のための管理費については、これはもったいない経費です。私はこのように理解しております。住民の方からこういうお話も聞いております。私いろいろ夜徘徊する癖があります。徘徊です。いろんなところ行きますからね、クリーンセンターについては、もったいないやないかと、せっかく使えるのもったいないやないかと、こういうことは非常に聞いております。当初予算の中で、当初予算で3,000万、今回1,300万、ざっとした計算ですよ。約4,300万円の管理にする経費を取っております。そのうちの7割がたが今使ったと、電気代にしたから40万から50万になったと、当初150万前後みとったやつが、50万になったから安くなったと、これは使っていないから要らないの当たり前です。私こんなことは聞いておりません。それで、再稼働については14億かかるということでございますから、これ非

常に大きな金額だと、このように思います。これについても考える必要があると思います
が、これはまだ今後のことでございますので、これについての答弁は求めておりません。
次、2点目の問題なんです。先ほど連合長は、30年10月末に今までお世話になった
そのお礼を行ったと、お礼を申し上げに行きましたと、しかし、私が聞いておるのは、3
1年4月からの動きなんです。これについては、恐らく地元の方の要求言うたら変な言い
方になるでしょう、思っておられることは、いろんなことあると思うんです。しかし、膝
を突き合わせて聞かなければ何もわからないんですよ。それまで1回か行かれたか、
行かれたら何月の何日に行かれたことを報告いただきたいと、このように思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

答弁申し上げます。正直、私、地元に寄せていただきましたのは、平成30年4月26
日1回きりでございます。そのときにおきましては、長年におきますお礼と、また再稼働
に向けてのお願いをいたしました。その後、その住民説明会の中で、下島区さんの方から
いろんな要望書の回答がきてないとか、協力金の話もまだない、まだできていない、そう
いうことで突然協力依頼をされても、それは返答できないと、そういうことをお聞きをい
たしました。そういうことにおきまして、事務局の段階でそういうことを、とにかくクリ
アをしていただきまして、その後、また膝をつき合わせさせていただきまして、再稼働に
ついてのお願いに伺いたい。今はそのように考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

堀副連合長は、地元ですから、町道の関係もございまして、いろんな話はお聞きされ
てると思うんですけど、ところが、去年から西村連合長にかわったという中で、30年4
月26日に、これ連合長受けたときだと思いますが、この日にちから見たら、それで、31
年10月末日よ。31年4月1日から今9か月経過して一つも行っていないと、というこ
とはね、ちょっと言葉悪いですよ。この建屋が和東町にあるから堀さんに任しといたらよ
いんだという考えしか、私には映らないんですよ。でなかったらね、一番肝心かなめの下島
区と膝を突き合わせて今言っておられたから、膝を突き合わせて話しするのが本来ですよ。
向こうの要求もございましょう。こっちの要求もございましょう。一旦受ける受けないは
それは別の問題です。膝を合わせてテーブルの上に乗せて初めて話ができるんですよ。平
沼副連合長かて、今年から6月から就任されたということで、まだこれはもう経過ご存じ

ないと思いますけど、しかし、連合長1人の責任じゃないんですよ。堀副連合長に和東町のことだけなら、何回も言いますよ。同じことくどいことなりますけど。堀副連合長に全てを任せたら、全てがことがうまくいくんだという頭で連合長を受けておられるならね、これはちょっと場違いだと思うんです。私何もきついこと、きつい言い方かもしれませんが。だけど、去る9月24日ですか、三重中、私、委員会として見学に行ってみいました。非常に立派なところで、広い施設で、これは安心して任せるなという思いも持って帰ってきました。でも、いろんな意見の中で、これなら将来安心や、ということは5年間はいろいろ話をされている。しかし、そこからの5年間過ぎて、5年間だけは受けましょう。しかし、向こうは商売ですから、何ぼでも持ってきてください。これは当然ですよ。しかし、廃掃法に乗ったたらあかんと。今、堀さん言われましたよね。その後、どうするんですかと、時間なんて、1日1日が早いですよ。1年1年が。それで、過去のことばかり振り返って何ていうこと私思っています。休炉になったら、休炉になったで仕方ない。でもね、これから再稼働に向けては、いろいろ話ごちゃごちゃなりますけど、再稼働に向けてはテールアルメの問題も出てきましょう。これを解決しなかったら、再稼働はできないという頭でおられるのか、その辺がちょっと私わからないんです。調査費をつけて、まだ一向に結果が出てきていない。いつになるのかなと思っています。これ来年になるか、ちょっとわかりません。それが、再稼働に向けての条件であるのか、それとも地元区で先膝を突き合わせてください。私これ地元区の方といろいろな話をしているから、いろいろな内容で、1回だと来られましたか。いや、1回もみえておられません。確かに50万の話では、話がありました、ということまで一応聞いております。だから、やはり連合長、時間があれば、その時間をつくってまで、やっぱり地元と話してください。膝を突き合わせたら、何らかの形で答えが出てくると思うんですよ。再稼働がよいんじゃない、再稼働ばかり言うてるわけじゃないんですよ。いろんな条件が、ごっつい経費がかかってくるから、それはもう十分承知しております。だけど、そうはばかりいけないでしょ。廃掃法の関係もあるから。それでね、この建屋建てたときに、和東町で建てましょう。それなら、灰は南山城村で受けましょ。と、こういう約束のもとでこれ、この建設が起きたんですよ。ところが、私前の時も言いました。和東町の方は、この下島にクリーンセンターあるのわかっておるけど、どうでしょう。笠置、村の人が何人まで、どこにあるのかなという話も、私前の時しました。同じ話繰り返しになりますけど。だから、それほど認識がないことのでございますので、その点、連合長簡単にお願います。残り5分しかありません。もう1点お聞きします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

和東町にクリーンセンターがありますから、全て和東町でお願いをしたい、そういう気持ちはございません。それどころか、迷惑施設を和東町で持っていただいている、いうことにおきまして、すごく感謝をしとりますし、そのお気持ちを何とかあらわしていきたい、そういうことは常々考えております。今、連合といたしましては、やはり再稼働というのを大前提にしております。それをどうやって実現していくかということにつきましては、テールアルメの安全性の確保をいたしまして、下島区の皆さんにもテールアルメはこういうふうにして安全で対処していきます。そういう話も一番重要かなと思っております。そういう再稼働に向けて切り拓いていくのは、やはり私連合長としての責務であると思いますので、今までできなかったことにつきましては、おわびを申し上げ、これから頻繁に足を運ばしていただきたいと思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

時間、えろうなくなってきました。まあこれは連合長わかりました。ちょっとこれは前向きにさせていただきたいと思えます。次に、ごみの収集・運搬なんですけどね、これは、持っていくところがかなり遠くなったから、時間がかかるのはこれはわかっております。しかし、時間が遅れたというて、収集業者に文句がたらたらきている、そうらしいです。この辺だけ一つ気になったと。それともう一つ、年末年始のごみなんですけど、カレンダーを見ておりましたら、和東町は、12月30日燃えるごみを収集いたします。ところが、笠置と村のことなんで、和東町から余計なこと言う必要ないんですけど、12月30日にごみの収集はいたしません。これは、南山城村のビラというのか、案内なんです。なぜこういうことが起こったんだ、とりあえず、和東町は、年末年始を生ごみを持たないできれいな形で新しい年を迎えましょうと、こういう発想のもとでこれやられたと思えます。ところが、残念なことに、同じ連合を組んでいる管内の中でね、笠置はどうか知りません。笠置どうですか。笠置も同じことなんです。南山城村だって、収集はありませんと、和東はしますと、こういうこと自体が、連合が一本化されていないことになるんですよ。これがちょっと私、同じように収集されていると思っていたやつが、実はこういうことがございましたということが、案内がありましたということで、きたんですよ。何でだか、何の意味もないんじゃないですかということを知りたいです。議長、時間ありますか。答弁だけください。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

その点につきましては、これまで3町村とも最終日が普通の決まった収集日にかかわらず、30日に収集をされていた、そのように認識をしております。今年度からにつきましては、そういう手だてができませんで、普通の収集日の最終のその日が、その町村の最終のごみの収集日になると、そのような流れになると、そういうことを報告を聞いております。そのことにつきましては、持っていくところは、伊賀市になって、遠くなってしまったということで、収集運搬業者が、その1日でその処理が困難であると、そういうことにおきまして、今年につきましてはそういうかたちでお願いしたいということで、そういうことで、私は決裁をさせていただきました。

◎ 議長（廣尾 正男）

はい。

◎ 7番（畑 武志）

私、和東町のもんがね、南山城村、笠置町のことを、とやかく言ったら大変失礼になると思います。だけど、これも発行されたのは、おそらく31年度となっておりますからね、当初のときに、12月30日にごみを集めましょう。こうなって問い合わせたら、集めません。ということなんです。だから、その辺がね、何も話し合えてないのか、例えば、笠置町は笠置町、南山城村は南山城村でいくというなら、それはそれで結構ですよ。何も私余計なことというて、火つけることはありません。だけど、連合という意味を十分理解していただきたいと、このように思うだけです。以上、終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員の一般質問は終わりました。続きまして、3番 久保憲司議員の発言を許します。久保憲司議員。

◎ 3番（久保 憲司）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問させていただきます。大きくは3点、連合長並びに副連合長にお伺いをいたします。まず1点目、クリーンセンターの擁壁等安全対策調査の作業が進められております。既に予算も可決し、調査は終わったということで冒頭報告をいただきました。まだ、これを最終的に整理中ということのようですが、既に調査が終わっておりますので、ある程度の見通しはつくのではないかとこのふうには思いますので、支障のない範囲で調査の進捗状況並びに次の質問以下のところにも関連いたしますので、お答えいただきたいと思います。2問目が、調査結果に基づく今後の見通しでございます。現地での再稼働は先ほど来、先の畑議員への答弁でもいただいているところでございますので、重なる部分はもう省略させていただいて結構でございます。

が、あえてここで直接の文言とは異なりますが、私なりの今の先の議員への答弁を考えますと、再稼働って非常に難しい問題があって、当面、具体的に再稼働という形の中で、地元区にお願いに行くという段階にないなというふうに判断をいたしましたので、その辺は改めて確認をしておきたいと思います。だとするならば、当然のことながら、木津川市への参入交渉、これがどういうふうになっていくか、さらに伊賀市との調整、これも先ほど来答弁がございましたので、実際に伊賀市との調整についてはどのように具体的にされていくのかというのをお答えいただきたいと思います。最後に、今後の取り組みでございしますが、この2問目の部分にも関連いたしますが、現地で再稼働するということについては、特に、新たな努力がというのがなくても行けるのかもわかりませんが、木津川市へ行く、あるいは伊賀市へ行くということになってまいりますと、当然のことながら、ごみを減量化して、いわゆる東部としての努力のあかしを見せていかないと、現実には他地域へ行くという話はなかなか難しいのではないかと、そういった状況の中で、既に現在行われております分別収集の状況を、これランクアップしないとランクによって、後の処理の実際の費用が大きく変わってくると伺っております。ランクはですね現在どのように推移しているかというのを教えていただきたいのと、当然これに関連いたしまして、リデュース・リユース、そしてリサイクルと、3Rと言われておりますけれども、こういった取り組み、あるいは、またごみの、現在、既にごみ袋を通じて有償化になっておりますが、現実にとどの程度、有料化をもう一度見直す必要はないのかと、あるいは、そういったもろもろの問題について、住民へのPR、指導といったものをどのようにやっていくのかと、ここ長年ですね、新しい取り組みと言いますか、分別の方法一つを取りましても、他の地域では、もっと分別しているところもあるやに聞いております。そういった中で、よそに行けるような今後のごみに対する新しい取り組みをしていく、あるいはまた、そのためには住民に理解をしていただかなければいけませんので、そういった取り組みを、どのように考えておられるか、以上合わせて3点質問させていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。答弁。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。相楽東部クリーンセンターの擁壁等安全対策につきましては、その基となります調査解析検討業務を、一般財団法人建設工学研究所に委託し、地盤調査、動態観測、測量、安定性検討業務を行い、現況を正確に把握した上で、具体的な安全対策を検討し、実施することとしております。現地の測量や地盤調査等は終了し、現在、これらの調査結果に基づき、分析・解析作業を進めていただいているところでございます。最終報告は2月末を予定しておりますが、年明けには、一定の分析結果等を報告いただけることとしております。議員の皆様にもご報告し、ご相談をい

ただきながら、今後の安全対策を、早急に、かつ着実に実施してまいりますので、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしく願いをいたします。次に、今後の見通しについてでございますが、まず現地の再稼働につきましては、一般廃棄物の処理は市町村の責務であるという法律の趣旨を踏まえ、施設の再稼働をお願いをしているところであり、まずは、これまでの協定にあります道路整備について、お互いに協力していくことを確認しているところでございます。今後も地元の了解を得られますよう、粘り強くお願いし、協議を進めてまいります。また、木津川市への参入交渉の状況につきましても、事あるごとに水面下で、受け入れのお願いをしているところであり、今後も受け入れのタイミングを見計らいながら、協議を進めてまいります。現状、地元との関係などの諸事情によりまして、早期受け入れの実現は難しい状況にありますが、引き続き、粘り強く調整してまいりたいと考えております。以上の状況から、現在、民間委託を行っているわけではありますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、他市町村の圏域にごみを搬出する場合には、相手市町村への事前協議を行い、一般廃棄物処理計画等、調和をはかる必要がございます。したがって、今回の民間委託に際しましても、伊賀市さんには事情説明を行い、計画搬出量について事前協議を行い、了承をいただいているところでございます。また、現在、策定中の一般廃棄物処理計画の中で、伊賀市との処理計画との整合性をはかるべく調整を進めているところであり、今後とも、決してごみ処理が滞ることなく、適正に処理できるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。最後に、ごみの減量化への新たな取り組みについてでございますが、相楽東部地域の特性である豊かな自然環境の維持・保全をはかるためには、今後一層のごみの減量化・資源化を地域一体となって進めていく必要がございます。そのためには、ごみになるものを発生させない、ものを繰り返し使う、出たごみは再資源化する、この3R活動を実践していくことが、非常に大切でございます。しかし、特に、プラスチック製容器包装につきまして、汚れたままであったり、異物の混入によりましてリサイクル処理ができないものも散見されることなどから、リサイクル推進のため、ごみの出し方や分別ルールを徹底していくことが必要でございます。さらに、「プラスチック容器包装ごみの袋」へ、その他、プラスチックの混入を防ぐ対策といたしまして、今回の補正予算で「その他プラスチック用ごみ袋」の購入費用をお願いしているところでございます。ごみの削減、適正な分別には、地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、有償化による減量化も含め、引き続き構成町村とも連携を取りながら、循環型社会の形成が一層推進するよう、広報誌「れんけい」やホームページでの掲載等、周知・啓発に積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

副連合長の方に、3番目の今後の求められる取り組みについてというご質問をいただきました。その件について答弁をさせていただきたいと思います。今、連合長の方から、お答えをさせていただきましたが、今連合で取り組める問題、それと各町村で取り組んでいる、お尋ねは、連合で取り組まれている内容だというふうに思うわけなんです、参考に各町村とも、いろんな現状に向けての取り組み、また、PRやっておられるところが、事実あります。和束町におきましては、生ごみ処理機の設置の補助金だとか、古紙回収事業に対しての補助金だとか、また広報いろんなことやっております。先ほど、連合で我々がやっていかなくはやらないのは、先ほど質問にありますように、3R活動ですね、いわゆるそれに向けての推進とか、また有償化というのが、この近隣、木津川市も、今年度でしたかね、粗大ごみが有償化されるというように聞いております。各周辺地域がそういうふうになってきています。奈良の方にいきますと、早くから取り組まれている、そういうことから、そちらの有償になっているんだとしたら、無償の方へくるんとかやうかと、これ疑うわけじゃないんですけども、そういう流れ、先ほどもいろいろと取り組んでいかなきゃ、流れに今きているんじゃないかと、そういう意味で今後、連合としても有効性、町村とおいても、そういうことも含めながら今後協議していこうと、このようになっております。また、分別収集の徹底というのは、これは当然当初から取り組んでいる、まだ水切りの問題、こういった問題は、住民の協力をいただかなきゃなかなかできない問題があります。先ほど連合長も答弁いたしておりましたが、こういった問題は行政だけではなかなか解決いたしません。住民の協力をいただくという観点から、これまで以上に、住民への指導、PR、そして住民とともに取り組む。その機運づくりも一方では高めていかなきゃならない。このように取り組んでいるところであります。これは今、久保議員が言われますように、非常に大きな課題だというふうに受けとめまして、今後、努力していきたいと思っておりますので、今後とも引き続き、さらなるご指導、ご協力賜りますことお願いいたしまして、私の方からの久保議員からいただきました質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

平沼副連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

久保議員のご質問3番目のご質問で、今後求められる取り組みについて、でございますが、ごみの減量化への新たな取り組みについてであります。相楽東部地域内で収集量の多い粗大ごみの減量と、プラスチックごみのリサイクルの強化をはかることが重要であります。粗大ごみについては、近年の生活様式の多様化にともない、家具や家電等の買いかえで、不用となるものが増えているため、地域住民や事業所に3R活動を推進し、ごみの減量化をはかることが必要であります。また、プラスチック製容器包装については、リサ

イクルに関する周知や啓発により、地域住民のリサイクルの意識を高めることで、資源化率の向上をはかり、その他、プラスチックごみについても、来年度から指定ごみ袋の導入を予定しており、粗大ごみ等への混入を防ぐことで分別収集の強化に努めていきたいと考えております。今年度から他府県である、三重県伊賀市にごみを搬入していることもあり、地域住民や事業所のご理解とご協力を得て、今後より一層のごみの減量化、資源化とごみの分別の徹底を、構成町村と連携して、積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

久保議員。

◎ 3番（久保 憲司）

1問目と2問目、大体了解いたしました。3問目についてですけれども、どちらかといえば、3町とも何か意気込みだけをお伺いしたんですが、具体的な話の一つも出てこなかったのと、ランクについては実際に現在分別収集されているランクは、どういうふうに推移をしていくのか、連合長でわからなければ、担当課から具体的にご説明をいただきたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

全般的な考え方を申し上げさせていただいて、結構。

◎ 3番（久保 憲司）

はい。具体的に。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

はい。

◎ 議長（廣尾 正男）

久保議員。

◎ 3番（久保 憲司）

私の1回目の質問のときに、具体的に実績について、どういうふうに移していかかというのを伺っているけれども、答弁になかったし、連合長で考え方みたいな話をお聞きしても、だめだと私申し上げたのに、またそういう話をされるので、そんな話は結構ですと、申し上げて、もっと具体的な動きをどういうふうになっているか、あるいは、具体的な取り組み、どういうふうにご紹介いただく、一部紹介いただきましたけど、和東町長からは、いただきましたけれども、具体的なものをもう少し教えていただきたいと思えます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

具体的なそういうことにつながらないかもわかりませんが、先進地でおきまして、いろんなごみ減量化、また、ランクについての取り組みをされております。そういうふうにつきまして、そういう先進地の事例も取り入れたいと思っております。もう1点は、何のために減量していくのか、そういうことにつきまして、住民の方に、もっと積極的に啓発、PRをしていく必要があるかと私は考えています。そういう中で当然、地球を守っていく、無駄な所有をしない、そういうことが当然あるわけですが、最後までお願いします。もう1点は、やはりこれから厳しい時代になってくるわけですから、やっぱりみんなの力で、財源を捻出してこういうことで、健康づくりや、ごみの削減化、それとつながるということは、私は大いに反映していきたいと。

◎ 議長（廣尾 正男）

久保議員。

◎ 3番（久保 憲司）

すみません、そういう関連論は我々連合長からお答えいただかなくても、我々も当然認識をしているわけで、具体的にこの分別収集で、ランクは毎月出されているんじゃないですかね。そういう数字がどう推移しているのかというふうに、私もともと東部じんかい議会でありましたときに、東部じんかいのメンバーでありましたので、そういう報告というのは、時折あったように記憶しておるんですが、ランクがね、頑張っていないかとおっしゃるんなら、ランクの推移は上がってきていなければいけないんだけど、落ちてませんか、あるいは、そのまま、低いレベルで推移していませんかということから、次の質問をしたいのに、そんな関連的なことばかり聞かせていただいても、時間限ってないんだったらいいですけども、時間制限あるんだったら質問に直接答えてください。

◎ 議長（廣尾 正男）

連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

その件につきましては、担当の課長の方から詳しく答弁をさせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

自席でご回答させていただきたいと思います。年に1回報告をいただいていたところでございますが、プラスチック包装容器ごみは、年に1回検査をされております。その検査の方にも、現地で立ち合いをさせていただいて、確認を取っているところでございますが、連合はずっとランク的にはAランクを維持をしております、これ一番上のランクになっております。ただ、連合そのものの、そのAランクの取り組みというのは、いわゆる分別の作業によってAランクを維持しているというのが現状でございます。それで、実際には排出されるプラスチック容器ごみ100に対しまして、48ぐらいの、いわゆる再資源化率というふうになってまして、全国的には大体84%ということで、その他ごみになるプラスチック包装容器ごみが半分以上含まれているというのが現状で、今回混入をできるだけ防いで、中間処理での作業も減らすために、このその他プラスチック用の包装袋を導入するというので、取り組みをさせていただいているところでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

久保議員。

◎ 3番（久保 憲司）

ありがとうございます。そういう数字を聞かせていただくと、具体的に次の質問ができるわけけれども、今課長から説明あったように、全国代では80%ぐらい再資源化できるようなものに分別がきれいにされていると、やらないかんやらないかんとおっしゃっている割には48%で、これ排出されたものは48%ということは、実際にリサイクルセンターによって次に持っていくときはAランクに上げているけれども、その間の作業が随分あるということですよ、それは当然ごみ処理の費用にもかかってますし、それから、実際に今後、例えば伊賀市に、あるいは木津川市にお願いしようと思ったときに、全国レベルに、いわゆる排出基準そのものが全国レベルに上がってきているという状況をもって行くには具体的にはどうしなきゃいかんのかと、よそできていることが何でこの東部3

町村でできないのかということの問題視していくと、そんな頑張る決意だけでは前へ行きませんので、改めてそういった数字を踏まえて、もう一度、連合長お答えください。

◎ 議長（廣尾 正男）

連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

今、担当課長の方から詳しい数字を説明をいただきました。そういうことにつきまして、連合といたしましても、全国的なそういう水準に持っていくべきだと、そういう具体的な対策につきまして、どう考えているのかということですが、今詳しいそういう計画というものは持ってはいないのが現実でございます。そういうふうにつきまして、また執行部、また議会の皆さんともいろんな意見をいただきながら、連合のごみが、状態が全国的なそういう数字に近づくような、そういうような取り組みを考えていきたい、そういうふう考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

久保議員。

◎ 3番（久保 憲司）

取り組んでいただくということで、お伺いしましたので、次にまた質問させていただく機会がございましたら、その後どうなりましたということ必ずお伺いすることになると思いますので、ひとつよろしく願いをして、今日のところは今ないということですから、やむを得ませんので、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

久保議員の一般質問は終わりました。続きまして、5番 西昭夫議員の発言を許します。

◎ 5番（西 昭夫）

議長のお許しを得ましたので、通告書に従って質問していきたいと思っております。まず笠置中学校の教育方針について、教育長にお伺いします。一つ、学校内における学習とクラブ活動は、生徒の教育、育成にとって大変大事で、同一に考えると思うんですが、学校側の定義または認識についてお聞きします。二つ、家庭学習の提出ができていない生徒が、クラブ活動が制限されていると聞いたんですが、それは事実か、教育長としてはどういう認識をされているかをお伺いします。児童館についても質問を上程したんですが、都合上下げさせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

西議員のご質問、笠置中学校の教育、その中の部活動についてお答えします。まず、中学校の部活動についてですが、各教科の指導は、教育課程に基づく授業として行われ、それに対して部活動は、教育課程外の活動となっております。もちろん部活動における教育効果とその役割は極めて大きなものがあり、連合教育委員会におきましても、その重要性を鑑み、平成30年度に学習指導要領に基づいて、独自の部活動指導方針を策定しました。これを受けて、管内2中学校におきましても、おのおのが部活動指導方針を設定して、部活動の一層の充実を努めているところです。部活動の意義につきましては、同指導方針に次のように定めています。すなわち部活動は学校教育の一環として、スポーツや文化、学問等に興味と関心を持つ同校の生徒が、教員等の指導のもと、自主的、自発的に行うものであり、生徒は日々の活動や、また大会への参加等を通して、楽しさや喜び、成就感、達成感を味わい、よって学校生活に豊かさをもたらすものとなっております。当然部活動は、技能や技術の向上のみならず、日常の学習意欲の向上や責任感、自己肯定感、連帯感の寛容等、学校教育が目指す資質能力の育成につながらなくてはなりません。笠置中学校では、これらの意義のもと、各部ごとに顧問の教師を中心に、指導方針、年間計画を策定し、運営にあたっています。本年度の活動状況ですが、男女陸上部、男女卓球部、男子野球部、女子バスケットボール部を設け、ほぼ全員の生徒が部活動にいそしんでいます。夏の相楽地方総体では、卓球で団体戦、個人ともに優勝を飾るなど、大活躍をしております。なお練習時間ですが、生徒及び教師の過度の負担にならないよう、週あたり、土日を含む2日間以上を休養日としています。さて、家庭学習等の課題ができていない、提出していない生徒の部活動が制限されているのかどうかという点についてです。笠置中学校にその現状を確認しましたところ、課題が提出されていない場合、担任は部の顧問と連絡を取り合っ、教室に残って課題をやることもあるとのことでした。もちろん、課題をやり終えて、遅れて部活に参加することもあります。和東中学校をはじめ、相楽地方の他の中学校でも、多少の違いはありますが、基本的には課題優先というスタンスをとっているようです。いずれにしても、本人の学力保障のために与えられた課題をやり切らせるのが目的であり、その居残りは決してペナルティーではありません。あくまでも基礎学力の定着、責任感の涵養という願いのもとを試みであることをご理解いただきたいと思います。教師はそれが指導の一環である以上、本人及び保護者に理解と納得をしてもらうことが、不可欠であることは言うまでもありません。ただ、生徒のやる気を引き出す手段として、部活の一旦停止が、唯一の指導方法であると言い切れないと考えております。全ての事例を総括的に捉えるのではなく、ケース・バイ・ケースで応じること、そして、個々に適した指導方法を模索することが大事ではないかと思えます。教育委員会としましては、確かな学力

の向上をはかりつつ、部活に参加できない生徒が生じないように、全ての生徒が大好きな部活に気持ちよく、意欲的に参加できるよう、学校が一体となってさまざまな機会を生かして、個々に応じた適切な指導を行うよう求めているところです。議員の皆様には、地元の中学校の教育に日ごろより心配り、見守りをいただいていることに感謝を申し上げます。今後ともご理解ご協力のほど、よろしく願いをいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西議員。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。ちょっと言いにくいので、教育課程の授業、それ教育課程外の学校教育活動の一つと定義されているのがクラブ活動。クラブ活動というふうにさせてもらって、質問させてもらいますけれども、僕もいろいろ調べてみたんですが、授業の方、家庭教育の方を優先すると言われましたが、僕これいろいろ指針とか方針とかのやつをいろいろ見てみると、どちらも大事なので、同等に扱われるべきもんやなというふうに僕は読み取らせてもらったんですが、これはどちらかを優先するということになる、それこそクラブができないということにもなりかねないので、それはちょっと僕の認識からはずれてしまうんですが、保護者の方も子どもがクラブするに当たっては、用具を購入したり、まあいうたら親から子どもに対しての投資になりますが、そういうことをされている中で、提出物がない、できない、遅れる等で、クラブ活動が制限されるのはおかしいと思うんですけど、どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

おっしゃるように、いわゆる授業と部活、本当にどちらも大事だというふうに思っております。優先順位というたらちょっと語弊ありますけど、先ほども申しましたように、授業の一環としてやる教育課程の中身と、教育課程外というのは、若干そのあたりの違いはあると思います。ただ、それぞれ、いわゆる教科等の授業で子どもたちが伸ばすところ、あるいは部活で、先ほども申しましたように伸ばすところ、これいっぱいありますから、基本的には、いわゆる文武両道という言葉になりますけど、どちらも大事にしてやっていきたいなというふうに思っております。ただ、おっしゃるように、課題ができていないからずっと部活に出られないというのは、これはやっぱり問題があるというふうに思っています。まずは、課題をやり切らせることそのものを、まず学校としては優先、当然させていくべきでありまして、それが時には今言うように、きょうはそれをやってから部活に出

るんですよと、これも一つでしょうし、またほかの方法で課題をきっちりと提出するような指導というか、ここも大事、そちらの方がもっと大事かなというふうには思っております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

西議員。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。多分恐らく、ここが根拠になっていると思うんですけども、教育課程内外の教育活動との連携をはかり、学校の教育活動全体の中で達成されることが重要というので、ある程度学習の方で宿題等の提出が遅れたりするのを、クラブ活動の制限にあてられているとは思いますが、先ほども言ったように保護者の方が、やはり子どものやりたいことのためにいろんな投資をされていることも踏まえて、もう少し考えていただきたいんですが、ちょっといろいろ調べてみたんですが、ある程度先生には懲戒の権限が与えられているというふうにあったんで、そこも調べてみたんですが、放課後等教室に残留させるというのも認められている、それで、そこがあてはまる場所なんですよ。ただ僕もいろいろ調べてみて、クラブと授業は同等に考えるんやったら、懲戒内の、別に考えてもらえたらありがたいと思うんですよ。例えば授業で生徒に懲戒を与えるなら、それは授業で。クラブで何か態度が悪いなりということがあれば、クラブで懲戒を与えるのが本来の筋やと思うんですね。やりたいことがやらせてもらえないというのは、安易な、安易というのはちょっと言い方おかしいですね。そうですね、ちょっと安易という言葉を使わせてもらいますが、もう少し踏み込んで聞かしてもらいたいんですが、この中にも保護者と連携して、とあるのでね、もう少し保護者の方と話し合いを持たれて、提出物を必ずするという方向にもって行って、クラブの方はクラブの方でまた考えていただきたいです。これにいろいろ問題も調べてみたんです。やっぱり出てきました。先生のやり方を責めるつもりはないんですが、やはり先生も子どものためにやっておられると思います。なので、よかれと思うことが使命感が強い余り、やはり体罰とはいわないですけども、クラブ活動、子どもがしたいことの制限につながっていると思いますし、結局子どもの側も、提出物が遅れるとか出さないというのは、先生に対する甘えやと思うんですね。それは、それでクラブを制限されるというのは、それについて生徒側からはそんなに意見は言っていないと思うんですね。それは、生徒側は先生に対する顧問への絶対的服従意識というのが生まれてくるように書いてあります。やはり、これは質問で、先生方を、学校とか先生を処分どうのこうのというのではなくて、もう一步踏み込んで教育のあり方を考えてもらいたいというので質問させていただきました。どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

冒頭におっしゃいました、その教育課程、これは先ほども言いましたように、これ一番大事なところですよ。部活につきましては、部活動を大事にしながら、部活動が充実する、そここのところを踏まえて教育課程をしっかりと組みなさいと、こういうことを指導要領ではうたっておるところです。だから、要するに教育課程最優先で部活動はどっちでもないというのは、こういうことはありません。これは当然のことです。おっしゃるように、やっぱり子どものやる気というのが、例えば部活を制限することによって、子どものやる気を引き出す。そういう子もいるでしょうし。反対にそれをやったらますます子どものやる気が出てこないという、こういうこともあるかと思えます。だから私先ほど申しましたように、やっぱり、その子に応じたやる気を引き出す、提出物をきちっと出させる、これがまず、その子によっては違うと思えますので、一概に一括してそういう指導をすべきではないと、そうするに先ほども言いました、個に応じて対応すること、もう一つは、今おっしゃるように、子どもがまず納得すること、そして保護者も納得すること、ここがまず一番だというふうに思っております。それにつきましては、当然、教育委員会として、学校の方にはいつも指導をしておるところです。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

西議員。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。そういうならば、子どもの課題の提出は直ったんでしょうか。保護者の理解も得られたんでしょうか。どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

A君としますね。A君最初は、何でどうのこうのというのがあったというふうに聞いております。それで、だんだんこう保護者の方も理解していただいて、子どもにも担任と保護者が一緒になって、子どもに指導したというケースも聞いてはいます。だから、そこが一番大事なところかと思えますので、はい。

◎ 議長（廣尾 正男）

西議員。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。ありがとうございます。重ねて申し上げますが、学校側とか先生方の処分どうのこうのというのではなくてね、みんなが生徒のため、子どものために、保護者も先生も教育委員会も動いているので、もう一度生徒のためによく考えて、教育環境を見直していただいて、よりよい生徒のための教育を行っていただきたいと思います。これで、質問を終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

西議員の一般質問は終わりました。審議の途中ではありますが、ここで暫時休憩します。1時から再開します。

（休憩 11：55～12：56）

◎ 議長（廣尾 正男）

全員揃いましたので、会議をはじめさせていただきたいと思います。休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第5 認定第1号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計決算認定について、議題とします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

認定第1号平成30年度相楽東部広域連合一般会計決算認定について、提案理由を申し上げます。平成30年度の決算は、歳入総額12億4,236万1,082円、歳出総額12億3,751万447円で、歳入歳出差し引き額485万635円の余剰金が出ております。歳出の主なものは、教育費で5億2,388万6,987円、42.33%、衛生費が2億4,462万2,846円、19.77%を占めております。本決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月29日杉岡義信様、高瀬哲也様、両監査委員さんに決算監査をお願いし、実施していただきました。よろしくご審議、ご認定賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて議案の説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡潔明瞭にお願いします。中嶋会計管理者。

◎ 会計管理者（中嶋 孝浩）

それでは、認定第1号平成30年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、先の連合長からの提案説明と一部重複する部分もございますが、全体を通しましてご説明

申し上げます。また、決算の各数値のうち主要な項目につきましては、別冊の平成30年度決算書の概要説明書に前年度比較表、平成29年度実績データ等を記載しておりますので、順にそちらの資料もご覧いただきますようお願いいたします。それでは、決算書をご覧ください。平成30年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書の1、2ページの歳入の科目別内訳を記載しております。歳入合計、予算現額12億4,155万1,000円、調定額12億4,276万3,682円、収入済額12億4,236万1,082円、収入未済額40万2,600円、予算現額と収入済額との比較81万82円となっております。続きまして、歳出でございます。めくっていただきまして、3、4ページをお願いいたします。歳出合計、予算現額12億4,155万1,000円、支出済額12億3,751万447円、不用額404万553円、予算現額と支出済額との比較404万553円でございます。以上が一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細書を、決算書5ページ以降に表示しております。後ほど主なもののみご説明をいたします。それで、前年度との比較、決算の分析の内容につきましては、別冊の決算書の概要説明書に記載しておりますので、この後はその説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。概要説明書資料1ページ、前年度比、比較表をお願いします。主に前年度との増減幅が10%以上のものについて補足説明を申し上げます。歳入の決算額のうち、構成町村からの分担金及び負担金が平成30年度全体の66.47%を占めております。そのほか主なものは諸収入で30.1%を占めます。この二つの款で歳入決算額96.57%を占めております。諸収入が前年度対比で大幅増となったのは、テールアルメ裁判の和解金3億5,847万3,824円として収入があったことが主な原因で、その他収入としまして、南山城村保育所給食委託費の委託分の551万4,739円、南山城村保育所の食材費の材料分として304万7,160円が主なものでございます。これらの合計としまして12億4,236万1,082円でございます。前年度の平成29年度との比較は3億9,249万9,726円、増減率46.18%の増額となっております。以上が歳入の内訳でございます。次に2ページ中ほどをご覧ください。歳出の対前年度比の比較表でございます。上段より、総務費4億2,808万5,573円、前年度との比較は3億5,380万4,265円、476.3%の増となっております。この主なものは、相楽東部クリーンセンターの擁壁安全対策に係る基金の積立金、相楽東部広域連合の総合行政ネットワークの参加に伴う、連合内の情報ネットワーク機器購入をはじめ、事務汎用機器等の保守料の委託料、その他委託料として、京都府セキュリティークラウド参加に伴う機器等の設定作業に係る委託料として、セキュリティ対策として、インターネットの接続環境の分離、その他環境構築に係る委託料並びに派遣職員の人件費返還分が、主な内容となっております。続きまして教育費でございますが、平成30年度、5億2,388万6,987円、平成29年度4億8,387万6,127円、対前年度比4,001万860円、8.27%の増額となりました。これは教育総務費で、笠小、和小、笠中、和中の各学校のトイレの改修工事、また、笠置小学校ののり面対策工事、南山城小学校の空調

設備の工事、ネットワーク機器の更新。社会教育費におきましては、派遣職員の人件費の返還分。保健体育費では、給食業務の事業に係る賄材料費、給食センター用の備品購入費が、主なものとなっております。学校施設改修費等の規模で、大きな事業が多くなりましたので、増額となりました。次に公債費でございますが、平成30年度、2819万4,853円、前年度3,014万5,285円、対前年度比195万432円の減額、6.47%の減となっております。主な理由は、平成30年度に借りましたクリーンセンターの許可債の元利償還金の償還がはじまったことによる償還金の増分、それと教育債における平成19年度、平成20年度、平成25年度の教育債の借入れ分に係る償還金の返済が完了したことに伴い、公債費全体としては、減額となっております。資料26ページに連合債のデータを記載しておりますので、またそちらの方をご参照ください。以上の結果、歳出合計12億3,751万447円、平成30年度と比べまして、47.37%の増額となっております。以上が大まかな歳入歳出の主要な科目における前年度比との対比を含めた概要でございます。続きまして、2ページ下の下段になります。年度別一般会計決算の状況でございます。平成25年度から30年度までの決算状況を掲載しております。続いて3ページをご覧ください。平成30年度の一般会計の決算状況でございますが、まず歳入でございます。予算現額12億4,155万1,000円、収入済額12億4,236万1,082円、予算現額と収入済額との比較は81万82円となっております。続きまして歳出でございます。歳出予算現額12億4,155万1,000円に対しまして、支出済額12億3,751万447円、予算現額と支出済額との比較404万553円、差引額は485万635円でございます。4、5ページをご覧ください。一般会計の歳入歳出決算の30年、29年の比較表でございます。6ページにつきましては、平成25年度からの年度別歳入歳出の状況を、款別の推移に続いて比較したものとなっております。7ページにつきましては、負担金分担金の構成町村ごとの年度の推移となります。めくっていただきまして、8、9ページは、東部クリーンセンターにおける各町村の品目別一般廃棄物の収集処理量の実績でございます。10ページは一般廃棄物の持ち込み等に係る処理量と、その手数料について掲載をしております。11、12、13、14ページにつきましては、収集運搬委託及び施設の運転に係る委託料及び運転にかかる諸経費、施設設備に係る修繕工事費等について、平成30年度の実績をそれぞれ記載しております。続きまして15ページです。教育費に係る歳出決算状況を平成25年度から年度比較として、款、項、目別に記載しております。16ページから25ページまでは、平成30年度の教育委員会活動実施状況を添付しております。これにつきましては、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書として評価を加えた冊子が、本議会の資料と一緒に既に配付されておりますので、そちらの方でご確認をお願いします。26ページは公債費の説明の際に説明させていただきました、連合債の償還年次表となっております。以上が決算の概要説明資料となります。それでは、決算書に戻っていただきまして、決算書の5ページ、平成30年度の一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。款、

項、目、収入済額、収入未済額の順に、主なもののみご説明申し上げます。1款分担金負担金、1項負担金、1目負担金、1節相楽東部広域連合負担金、5億7,815万4,400円、0円、これは備考にも記載しておりますように、各町村からの負担金でございます。2項分担金、1目分担金、2億4,759万9,000円、0円、これは相楽東部クリーンセンターに係る分担金でございます。続きまして、2款使用料及び手数料、めくっていただきまして7ページ、8ページでございます。2項手数料、1目手数料、1節一般廃棄物処理手数料で、1,343万7,440円、収入未済額38万円、これは相楽東部クリーンセンターへの持ち込まれたごみの手数料となっております。また、収入未済額に計上されているものは、東部じんかい処理組合から継承した持ち込みごみに係る処理手数料の未済分が1件ございます。現在も分納により、納付指導を行い少額ではありますが納付をいただいている状況でございます。未済額は少なくなっておりますが、いまだ完納には至っておりませんので、引き続き徴収に努めてまいります。4款府支出金、1項府補助金、1目教育費府補助金、1節社会教育費補助金、251万8,126円、0円。9ページ、10ページ、右上の備考欄をご覧ください。主なものとしましては、市町村の高齢化対策事業費補助金として、111万4,000円。続きまして、3節小学校費補助金、152万8,000円、0円、これにつきましては、未来づくり交付金で修学旅行無償化事業に対して、148万6,000円が主なものでございます。次に、5節保健体育費補助金、738万3,000円、0円、これも同じく未来づくり交付金として、学校給食無償化事業に対して、738万3,000円の交付を受けております。次に11ページ、12ページです。2目総務費府補助金、1節総務費補助金、202万7,000円、0円で、主なものとしましては、未来づくり交付金で、分室セキュリティー対策事業として、111万6,000円となっております。次に、13ページ、14ページでございます。6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、400万円、財政調整基金繰入金として繰り入れたものでございます。7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、1,014万1,995円、0円、これは前年度繰越金でございます。8款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入、3億7,393万3,618円、収入未済額、2万2,600円、これは、南山城村学校給食センターに係る給食費の未済額、合わせて南山城保育所の学校給食委託業務に係る分担金及び賄材料費として、和東町学校給食センター及び給食費に係ったものが主な収入源となっております。続いて、15ページ、16ページでございます。テールアルメ裁判和解金としまして、3億5,847万3,824円が大きな収入となっております。収入未済額、2万2,600円につきましては、先ほど申し上げましたとおり、給食費の未済となって残っているものでございます。以上、歳入合計、収入済額、12億4,236万1,082円、不納欠損額0円、収入未済額、40万2,600円となっております。続きまして、歳出でございますが、17、18ページをお願いします。歳出のところでも同じように、支出済額、不用額の順に主なもののみご説明をさせていただきたいと思っております。2款総務費、1項総務管理費、1

目一般管理費、6,657万4,943円、72万1,057円、主な支出としましては、19ページ、20ページをご覧ください。20ページの中ほどでございます。13節委託料、1,481万4,123円、11万4,877円、主なものとしましては、セキュリティアラウドへの参加に係る構築用務の関連費用でございます。588万8,000円を含むその他委託料が主なものとなっております。それと合わせて事務汎用機のネットワーク補償として、332万6,940円。会計年度任用職員制度の対応支援業務として、220万3,200円が主な支出内容となっております。続きまして21ページ、22ページをお願いします。18節の備品購入費でございます。588万6,424円、6万3,576円、それで、主なものとしましては、ネットワーク機器の購入代金としまして、522万7,038円となっております。続いて、19節でございます。負担金、補助及び交付金で、2,478万3,294円、14万6,706円、それで備考に記載していませんとおり、3町村への派遣職員に係る人件費の返還金でございます。2目文書広報費、11節需用費、287万2,020円、980円は広報れんけいの印刷代でございます。4目財政管理費、25節積立金、3億5,847万3,824円、1,176円、相楽東部クリーンセンターの擁壁等安全対策基金としての積み立てでございます。次に23ページ、24ページをご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童館費、1,115万5,388円、2万7,612円。次に26ページの最終行をご覧ください。19節負担金及び交付金、850万475円、4,525円でございます。27ページ、28ページになりますが、これらは笠置町派遣職員の人件費の返還分として、834万2,975円が主なものでございます。続きまして、4款衛生費でございます。次の29、30ページをご覧ください。2項衛生費、1目衛生総務費、596万5,842円、1万4,158円、主なものとしましては、13節の委託料でございます。519万6,852円、1万円、1,148円、相楽東部クリーンセンターの公害環境測定調査委託料となっております。続いて、2目じんかい処理費、2億611万6,787円、10万8,213円、主なものとしましては、11節の需用費で、2,697万124円、2,876円、そちらの方のうち、光熱水費として、1,508万1,418円となっております。続きまして、13節委託料、1億7,896万2,783円、7万7,217円、主なものとしましては、施設の運転委託料としまして、5,657万1,445円。廃プラ残渣の処理委託料としまして、510万6,203円。次に31ページ、32ページでございます。右上の備考欄、中ほどをご覧ください。不燃物処理に係る埋設処理料としまして、3,231万3,600円。不燃物残渣等の運搬委託料としまして、1,206万3,552円。収集運搬委託料としまして、5,657万1,445円。中間処理委託料としまして、1,032万7,194円が主なものでございます。次に、3目施設整備費、2,253万5,467円、4万8,533円、その主なものは、13節委託料、838万4,588円、1万6,412円。ごみクレーンの点検、321万8,400円。ばいじん濃度測定の点検で、330万2,000円が主なものでございます。次に、15節工事請負費でござい

ます。1, 313万2, 800円、200円、このうち施設の設備の維持に係る工事代としまして、1, 102万6, 800円。そして、トラックスケールの故障に伴うロードセルという部分の更新を行いました。これで、518万4, 000円。煙突下部の補修でございます、354万2, 400円。1号炉の一酸化炭素濃度の分析センサー部分の修理工事で、149万4, 000円。1号炉のガス冷却下のシュート部分というところがございしますが、その補修工事としまして、81万円となっております。次に、33、34ページでございます。5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、6, 768万3, 589円、27万5, 411円で、主なものとしましては、次ページの35、36ページの中段をご覧ください。19節の負担金、補助及び交付金、5, 496万6, 977円、22万4, 023円、これは、派遣職員に係る人件費となっております。内訳につきましては備考に記載されているとおりでございます。次に、3目義務教育振興費、1, 961万2, 887円、8万1, 113円。37ページ、38ページの中段をご覧ください。25節積立金、241万9, 200円、800円、これは教育長の退職金手当の積立金でございます。次に、2項小学校費、1目笠置小学校管理費、5, 518万8, 932円、80万3, 068円。飛びまして、41、42ページをお願いします。42ページの最終行でございます。15節工事請負費、2, 828万6, 600円、1, 400円。44ページの右上備考欄をご覧ください。主なものとしましては、のり面対策工事、628万1, 600円。トイレ改修工事、1, 991万3, 040円となっております。次に、19節負担金、補助及び交付金、231万5, 832円、3万4, 168円。笠置町の派遣職員に係る人件費の返還分、220万717円が主なものでございます。2目和束小学校の学校管理費でございます。5, 406万217円、13万2, 783円、主なものは、46ページの13節の委託料のところをご覧ください。835万9, 054円、6, 946円、それで、スクールバス、給食車に係る運行委託料でございます、562万2, 480円が主なものでございます。めくっていただきまして、48ページの中ほどでございます。15節の工事請負費、3, 161万1, 600円、400円。トイレ改修工事に係る、3, 031万5, 600円が主な支出でございます。続きまして、3目南山城小学校管理費でございます。7, 929万5, 108円、12万1, 892円。50ページ、11節の需用費の欄をご覧ください。1, 183万8, 006円、7, 994円で、主なものは、光熱水費、531万9, 860円。修繕費359万5, 289円でございます。13節委託料、1, 511万9, 361円、4, 639円。主なものは、バス運転業務に係る委託料でございます、901万1, 196円と、52ページの右上の備考欄、工事施工監理業務委託料でございます。267万8, 400円となっております。次に、15節工事請負費、4, 030万9, 920円、80円、これにつきましては、空調設備の工事に係る費用でございます。続きまして、18節備品購入費でございます。614万9, 844円、156円、これはネットワーク機器の購入代金としまして、594万円で支出させていただいています。続いてページが飛びますが、57ページ、58ページをご覧ください。3項中学校費、

1目笠置中学校管理費、3,006万5,560円、12万440円。それで、61ページ、62ページに飛びます。13節の委託料でございます。562万5,835円、6,165円、主なものとしましては、スクールバスの運行委託料で、377万7,840円、19節の負担金、補助及び交付金で、417万8,849円、1万3,151円。それで、主なものとしましては、377万4,618円の南山城村の派遣職員の人件費返還分でございます。次に、63ページ、64ページでございます。2目和東中学校管理費、4,556万7,250円、11万9,750円。それで、主なものは、ページは飛びますが、67、68ページの右上15節の工事請負費をご覧ください。2,181万6,000円、0円で、トイレ改修工事となっております。続いて、3目笠置中学校教育振興費としまして、583万4,603円、5万7,397円。めくっていただきまして、69ページ、70ページでございます。右上13節の委託料、151万8,376円、1万4,624円で、主なものとしましては、学校修学旅行事業の98万5,296円となっております。4目和東中学校教育振興費でございます。902万5,402円、6万1,598円。12節の役務費でございます。253万2,558円、5,442円で、主なものとしましては、通学定期の定期代としまして、199万7,560円となっております。次に、71ページ、72ページでございます。13節の委託料としまして、262万1,844円、1,156円、主なものは、学校修学旅行事業に係る214万8,804円となっております。続いて、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。1,521万5,539円、16万461円で、またページが飛びます。75、76をご覧ください。右上の上段の、19節負担金、補助及び交付金で、338万3,445円、1,555円で、このうち331万5,265円が補助金となります。この内訳は、和東町人権教育推進協議会、15万円。和東町青少年育成委員会の運営補助、25万円。和東町子ども会運営補助金としまして、あと、和東町の高校等通学に係るバス定期代の補助で、190万4,365円。あと、南山城村文化協会の活動補助金として、63万円。南山城村子ども会に係る補助金としまして、13万5,000円。PTA連絡協議会の関係に対する補助金として、8万6,000円となっております。次に、77、78ページをお願いします。3目文化財保護費、2,379万9,024円、7万3,976円。79、80ページをご覧ください。18節の備品購入費でございます。199万5,378円、622円、主なものとしましては、公用車の車体購入代金としまして、111万7,800円でございます。続いて、19節の負担金及び交付金、1,165万1,030円、2,970円で、これは和東町史編さん室に係る職員の派遣に関する人件費の返還分で、923万1,030円となっております。文化財の補助金としまして、府指定の正法寺の仏殿の屋根の葺きかえ工事としまして、200万。八坂神社の大杉修理にかかる費用としまして、1万5,000円の補助として、合わせて201万5,000円。南山城村の六所神社、春光寺、花踊りの保存会に対して、補助金としまして、40万5,000円が交付されたものでございます。続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費、295万5,261円、1万7,

739円となっております。82ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金としまして、181万5,600円、400円。主なものとしましては、補助金としまして、179万円となっております。主な内訳としましては、笠置町の体育協会、35万円。和束町の体育協会、27万円。南山城村体育振興会と体育協会に合わせて、117万円となっております。次に、2目給食事業に係る費用としまして、9,161万7,380円、6万1,620円。主なものとしましては、11節の需用費でございます。3,334万9,660円、4,340円で、その内光熱水費で、710万809円となっております。また、賄材料費としまして2,444万7,936円となっております。続いて、13節委託料でございます。2,706万6,992円、7,008円。主なものとしましては、次ページの、83、84ページをご覧ください。84ページの右上の備考欄の中段でございます。学校給食調理業務に係る費用としまして、2,297万8,080円。これは南山城村学校給食等の業務に係る委託分でございます。また、設計委託料の業務としまして、和束町学校給食センターの空調設備の設計委託業務としまして、174万9,600円となっております。次に、18節備品購入費でございます。1190万6,740円、260円、この内訳は、和束町学校給食センターにおける、食器消毒保管庫と真空冷却器の購入代金としまして、834万2,740円となっております。また、南山城村学校給食センターにおける電気式の立体炊飯器の購入代金としまして、356万4,000円を支出しているものでございます。19節負担金、補助及び交付金、1,415万8,084円、1,916円で、主なものは、和束町の給食センターの職員2名分の派遣に係る人件費の返還分で、1,413万1,584円となっております。次ページでございます。85、86をご覧ください。6款公債費、1項公債費、2,819万4,853円、1,147円となっております。これは決算概要でも述べましたとおり、連合債の償還の元金及び利子となっております。以上で歳出合計支出済額12億3,751万447円、不用額404万553円となっております。最後に次ページ、87ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。ご報告をさせていただきます。1、歳入総額12億4,236万1,082円。2、歳出総額12億3,751万447円。3、歳入歳出差引額485万635円。4、次年度へ繰り越すべき財源としまして0円。実質収支は、485万635円となります。以上簡単ではございますが、これで平成30年度の一般会計予算の決算についてご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますよう、お願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

説明が終わりました。ここで決算監査報告を求めます。監査委員 杉岡義信議員。

◎ 監査委員（杉岡 義信）

監査委員の杉岡です。それでは、平成30年度決算審査意見書に基づき監査報告を行い

ます。意見書の1ページをご覧ください。審査はこれらに記載しておりますとおり、令和元年10月29日高瀬代表監査委員と私の2名で決算監査を実施いたしました。審査にあつたっては、広域連合長から提出された平成30年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書並びに関係書類に、決算上の過誤はないか。実際の収支が支出命令と符合しているか。また、収支が違法ではないかなど、関係帳簿との照合並びに必要な応じ、関係職員の説明を聴取して実施いたしました。結果、今回審査に付されたこれらの関係書類は、いずれも関連法令に準拠して作成されたものであり、計数は正確で、内容も適正であると認められました。ページ中ほどの、第5、決算の概要につきましては、先ほど会計管理者から詳細な説明がありましたので省略させていただきます。なお、本審査意見書の2ページ以降にも、項目別の決算概要を記載しておりますので、よろしく願いをいたします。審査意見を最後の15ページに取りまとめております。要点部分を抜粋して報告させていただきます。まず、前段の相対的な部分として、平成30年度決算額は先ほども報告があつたように、テールアルメ裁判和解金の関連予算収支により、歳入歳出とも前年度を大きく上回る結果となっております。また、予算現額に対する執行率の比較でも、歳入歳出とも前年度の数値を上回っており、特に歳出では不用額が前年度より50%以上減少するなど、適正な予算の見積もりと必要性を見極めた効果的な経費支出に取り組んでいただいたものと思われまふ。歳入の部分につきましては、これまでから構成町村の分担金及び負担金の財源がほとんどを占めているところでありますが、昨今の厳しい財政状況の中、補助制度の活用や、より厳密な事業の選択を行うなど、さらに効率的な予算執行を心がけ、引き続き構成町村の負担軽減に努めていただきますようお願いするものです。続いて歳出の報告になります。総務費においてはテールアルメ擁壁と安全対策基金の創設により、財政管理費が大きく増加したほかは、主となる一般管理費が前年度より減少している。これは連合ネットワークのセキュリティ対策事業が完了したことによるものであるが、今後も連合において取り扱う個人情報の保護・管理には万全を期されるようお願いするものです。民生費では、前年度との比較でも大きく変化は見受けられませんが、今後も効率的な行財政運営のため、事務の共同化等の検討を進めていただきたい。続いて衛生費では当該年度末の公害防止協定の期間満了を見据えた、必要最小限の予算執行を予定されているようであるが、突発的な設備の故障による対応で施設整備費が増加する結果となっている。また、じんかい処理費でも昨年度と同様に管内人口の減少とは反比例する形で、不燃物の処理費用が増加しており、原因把握と減量化の徹底をお願いしたところです。次に、教育費では、管内の児童生徒数が減少の傾向にある中、空調設備やトイレ改修など、学校生活における環境改善を務めていただき、大きな事業効果をもたらしております。また、平成30年度からは、給食費並びに修学旅行費の無償化など、子育て世代の負担を軽減する先進的な取り組みもはじめていただいておりますが、今後もこのような事業を安定して継続するため、財源確保対策も含めた総合的な教育環境の整備を進めていただきたい。最後にまとめになりますが、今回の監査を実施した結果、これまでの決算審査において指摘される事項につ

いて真摯に改善に取り組んでいただいているものと思われた。平成30年度はテールアルメ裁判も和解に至ったが、周辺の安全対策など、早期に対策が必要な課題が残っている。合わせてクリーンセンターの稼働停止に伴うごみ処理の外部委託も一時的なものであり、今後のごみ処理の方向性を早急に決定する必要があることに変わりはない。ごみ処理問題を含め、連合が直面している行政課題の解決に向けて、構成町村との連携強化のもと、着実な事業推進をはかれるよう、切にお願いをし、監査報告とします。終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから、質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

8番、坂本です。教育費の給食業務事業費、81ページの学校給食調理業務、2,297万8,080円。僕、子育て世代で中学生に子どもいます。それで、最近うちの息子からよく聞くのが、給食がまずい。これで小学生の長女とけんかをするんですよ。うちの長女は、今日の給食おいしかったわって、帰ってくるんですよ。うちの息子は、その話はやめてくれと。給食の話をするなど。晩飯のときに昼食の話でけんかをするんですよ。何やおまえと。おまえ給食好きやったやないかという話をしたら、いや中学校の給食はちょっと訳が違うと。食べたことのないような汁が出てくると。それがね、夕食の時うちの家の話題になって、ネット検索をしたわけですよ。飛鳥汁というメニューが出たそうです。飛鳥汁。飛鳥ね、大和の飛鳥。飛鳥汁というメニューがあるんですけど、恐ろしくまずいと。こんな僕、食うたことないねん。という話で、家庭の会話としては盛り上がったですよ。会話としてはね。ただその2,000何がしのお金を使いながらもね、最近この給食の文句を言う率が上がっているんですよ。だから、僕ら給食費無償になって、ただで飯食わしてもらっているんだから文句言うな、言われたらそれまで何かもしらん。そやけど、それやったら倍の金払うし、うまいもん食わしてやってくれと。いやそれぐらいのことですよ。だって、僕らの小学校のときの給食もおいしかったし、いまだにメニューは覚えてます。おいしかった、好きであったメニューってね。でも、それが途端、中学校入ったら、恐ろしくまずい言うて帰ってきよったら、おまえ大丈夫かと。実際使われているお金はこういうもんだと。なったらやっぱりちょっと違うんじゃないのかなと、お金の大小じゃないですけど、やっぱり成長過程にある子どもがね、前向きに食というもの取り組んでもらいたいと。それこそ、きょうもうまかったねと、3杯食べて帰ってきたと。ほんなもう晩飯いらんか、ぐらいの話になるような感じにならないものかというのがあるんですけど。例えば、検食をなされたりとか、検食ってわかります。介護施設だと、朝の職員が昼ご飯の検食を取ると。食べるんですよ。その日にあるメニューを。それに、骨がどうだったとか、味がどうだった、薄い、濃いか、見た目がどうだった、という、お年寄りにかわって、

感覚を記入したりすることがあるんですけど、そういうことは連合でなされているんでしょうか。

◎ 議長（廣尾 正男）
竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）
失礼いたします。学校給食センターの方では、検食の方も実施させていただいております。その中で、味が薄いとか、例えば異物が入っていないかとか、そういう観点からも検食の方させていただいております。まずいというお言葉、お話だったんですけども、まずいというそのレベルまでの感覚はちょっともっておらないところです。地元の食材等使った献立の時とかもございます。創意工夫しながら取り組んでございますので、また給食、今のお話し、給食業務に反映させていただきたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）
坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）
教育長を含め、教育課長と一緒に検食一回されて、まずいと呼ばれているランキングを、子どもに聞けば多分素直に、うちの子どもやったら答えてくれると思います。先生だけや言っていました。おいしい言うたのは。これ村度か言うて、笑ってたんですけど。ほんまに子どもに聞いたらね、確実に的確に、どれがうまい、どれがまずいというのは言うと思いますし、それこそそれも大人食べてみて、こういう味が好きなんやなというのは、肌で体感してもらったらよいかと思うんですよ。やっぱり、子ども帰ってきて、学校の文句やないけど、マイナスな発言するというのは、親からしたら気になりますし、どんなもん食わしてんねんと。実際、実物わからないですから親というのは、うまいかまずいかというので子どもの満足度ってそこしか会話の中ではかれへんと思うんですよ。絵に描いてみい、みたいな話じゃないじゃないですか。それやったら宿題せえって話やからね。だから、もうちょっとその辺を、2, 200万ほうりこんでいるというのが、僕嫁さんにも、おいしいご飯出したら、おまえ餌食わしているのかという話をようするんですけどね。そういう話するんですけど、ほんまに子どもの餌にならないように、よその神奈川県とかでも、結構大きな問題になっていたりとかする事例もあるので、そうならないうちにね、やっぱりそういう声があるというのを顕著に拾っていただいて、来年に反映していただけるような、おいしい給食、おいしい思い出、楽しい学校生活を築いていってほしいなと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

他に質疑ありませんか。西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

意見よくわかりました。無償化になって、給食の質が落ちるとするのは、これはもう絶対にあってはならないことだというふうに思っております。私は相楽管内の給食は、相楽地域の中では一番おいしいと思っています。わかるどころね、具体的にどこどこ、町村は言いませんけど。和東も、うちは笠置は自炊、あとはセンターつくっているんですけどね。ほかのところからお客さんきはったら、和東の給食、村の給食というのは、絶対おいしいからというのは、これは自慢しています。例えば、おっしゃるように、今、保護者が中学校の給食わからんからてね、味がということは、小学校の方は保護者対象に試食会というのをやっています。これができたらね、やっぱり中学校もこれから考えていきたいというふうに思います。例えば、授業参観の後でね、希望者に給食を試食してもらおうとかいうこともちょっと考えたいと思います。栄養教員の方も、先ほどもありましたように、地産地消ですね。それから行事食、日本にはいろんな四季がありますから、その行事に合わせた給食。それから、日本各地の伝統食ですね、これにも挑戦したり。あるいは世界の料理に挑戦するとか、子どもたちが楽しんで給食を食べてもらえるようにという工夫はしておりますので、今おっしゃっていただいた意見も、これから参考にしていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

今、教育長おっしゃってくれた中でおもしろいなと思ったのが、この広域連合のかかわる議員も含めね、職員みんなで、中学校の子どもたちとご飯食べるというのもね、ひとつよいのかもしれないと。おまえらこんなもん食っているのかと。俺は背大きくなるんだとか、これはうちで出さんといてほしいなみたいな。そんな話をしながら、それこそうちの長女であったり、先輩方おられる中で、子どもが今何を考えているのか。どこを見ているのか。何がうまいかまずいか。そういうふうなコミュニティができていったら、それこそ多分広域連合って、余り子どもも知らないとは思いますが、どんな先輩が動かしているかというのも、よい機会になると思いますので。ぜひ議長、連合長といろいろ相談の上、そういう前向きな開かれた行政、議会というものにしていただければなど。その時は僕もぜひ参加したいなと思いますので。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員の発言について、西本教育長は謙虚に受けとめていただきまして、さらに努力を重ねていただきたいと思います。ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

決算書の52ページのところに、工事請負費として、これは南山城小学校の空調の工事だと思いますが、4,000万余り使っています。それで、あそこ工事する前は、給食室と小学校が同時に床暖房入るとブレーカーが飛んでしまうということがあったんですが、今はどうなっていますか。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

ただいま鈴木議員のブレーカーが落ちるというお話なんですけれども、そのような給食センターと同時に使った場合とか、そういうのは学校の方からは聞いておらないところで。聞いておりません。そういうことは起きるとは聞いておりません。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この空調のときに、電気の容量か何かの改修もしたと思うし、床暖房についてもまた検討されたんじゃないかなと思うんですが、その経過はわかりませんか。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

空調を入れるに当たりまして、電気容量が増えます。その関係で自電設備増強しております。容量アップしております。それだけ床暖房を入れても対応できるような電気容量の増強はかっております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

最初に、歳入の中で手数料、未収金38万ございます。今年度3万回収できた。そういうことで、年度末ではまだ38万あるということでございます。これは何年も前からこういう未収金はあるということ、私見ておったんですけども、全然回収できてない。このようにってよいんですかね。たまたま今回3万円回収できたというようなことでよいですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

一昨年は7万ほど。昨年は金額少なくて3万円。今年については既に一応2万円いただいております。少額ではあるんですが、年次、順次回収に努めております。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

そうすると、一体何年ほど前からどのぐらいあったんですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

確か、確認、古い資料を見ないとわからないので、申しわけないです。平成20年ぐらいから、東部じんかいから引き続いておりまして、確か金額は63万余りからスタートしてきたと思っておりますので、約半分ぐらい今やっと回収できたというところでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

70万ですか、60万。約半分。20年たって、20年から毎年行っておられなかったんですか。恐らくこんな自主的に持ってこられないと思います。これゼロになるなら、このペースでいくと何年ぐらいですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

この10年余りでやっと半分ぐらいということでございますので、できるだけうちの方としては徴収の電話をさせてもらったり、ちょっとお伺いして納付書を再度発行させていただいたり、そういう取り組みをしながら努めてまいっておりますので、相手様のご入金いただく意向にもよりますので、今後、何年以内にとすることは確約は取りませんが、できるだけ早期に集金を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

不納欠損よりましですわ。長い気持ちでいきましょう。まあひとつよろしく願いしたいと思います。それで、今年度テールアルメの調査委員受けた関係でちょっとお聞きしたいです。今現在の進捗状況等お聞かせいただきたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

せんだっての総務厚生委員会の方でも、9月24日に現地で調査測量している現地の状況も見させていただきながら進行調査をさせていただいているところでございます。9月末、10月の中ごろで、大体の現地の測量、あと機器の設置等を行いまして、既にデータの聴取をずっとしておるところでございます。今のところ、その概略のデータをもとに調査分析を進めていただいて、この12月末ぐらいには、本当に末なんですけれども、大体の概ねの概要が出てくるということで、お話を聞いております。ただ詳細な分析についてはまだもう少し時間がかかりますので、それについては、1月中、下旬にまた議会の議長様等とご相談をさせていただいて、分析についての概要報告をさせていただきたいと思っておりますが、簡単に言いますと、今の状況ですと、最高裁でいろんなかたちでご審議をいただいていた中で、当の大学の先生にお世話いただいた、いわゆる推論ではございますが、高裁の方で、地盤の軟弱地盤の確認の部分についてはやはり調査測量することによって、その裁判の主張内容が基本的には実証されたということは聞いております。状況についてはかなり地盤が弱くなっていて、さらにここ10年、10数年、状況的には放置になっている関係もございまして、その状況は悪化が進んでいるというようなご報告を

いただいております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

テールアルメの調査費がついたのが今年度ですかね。そこから1年間かけて調査すると、いうように私理解しとったんですけど、恐らく1年近くなってまいりました。もっともっと進捗進んでいるのかなと思とったんです。そうすると、そこから工事にかかるということなんですよ。これね一体どれぐらいの見通しになるのかね。調査費を、調査がまだ完全に終わっていないというように理解したら、今年度4月から工事設計が入ってくる。まだそこから設計委託なんですよ。そうするとね、工事は一体いつごろからかかるような、大体の配分いうのか、年度いうのか、もっておられるんですか。そこらちょっと皆目私はつかめないうですよ。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

工事の方につきましては、調査の方法等が完了し次第、方法等を検討した上で、また議会の方にもご報告させていただいて、そういった工事の中身が適切かどうかというのをご審議いただきながら、進めさせていただきたいと思っております。ただ、今、若干、先生の方からも報告受けているのが、やはり基本的にはテールアルメの撤去、廃土、いわゆる土を持ち出す必要が出てくるんじゃないかなということをご指摘いただいております、その際に場外に土を持ち出すということになりますと、土壤汚染の心配、そういったところの今かなり法律が厳しくなりました、土壤対策汚染対策法の部分で、行政指導として府の方から調査をせよというようなご指示を受けるかもわからないということもありまして、保健所の方にも照会をかけているところでございますが、まず自主的な調査なんかをすることも可能だということも聞いておりますので、それに係っての調査費なんかも必要になってこようかと思っております。その調査を行わない限りは、また土壌を場外に排出、もしくは処理をした土を使っていくこともまだできませんので、そういったところをまたご審議等いただきながら、進めさせていただけたらなと思っておる次第でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

最後ですね。

◎ 議長（廣尾 正男）

はい。

◎ 7番（畑 武志）

仮定の話なんですけどね、そうすると調査費をつけといたその上に、また新たな調査費というのがその環境のやつで調査費いるんですか。ということは我々に話されたときの内容と全然変わってくるんですよ。またこれマジックですよ。前も言うたように。そうでしょ、変わってくれるんですか。ほな3,000何がしのところに予算つけて、また無数予算つけてくる。一体これどうするんですか。まだ、結果出てないから、これは仮定の話とします。そこだけ、ちょっとおさえててください。次の検討資料にします。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

基本的には土壌対策の調査については、やはり調査を、これはもともと今の現地調査とはまた別の話で必要になってくると今考えております。そのときにはまた予算を計上させていただくことになるかと思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。総務の委員会の委員長として、今の質問ですけども。この調査工事は大体9月24日の委員会を開いたときには、12月ぐらいには大体の調査を終わって、案はでるやろうということは聞いていました。それ前には途中やということになり、まだ出てないんですけども、今度の2月ですか、定例議会は、それまでに委員会を開いてもらって。開きますので、そこで、大体の方向性と、今調査工事の報告として、委員会として受けたいと思いますので、その予定をしておいてください。お願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

前回の委員会でもそういったご指摘いただいております、その予定を考えている。非常に日程的にタイトでございますけれども、また議会の方にご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

もう1点ちょっと質問させていただきます。30ページの、19負担金及び交付金というところで、負担金として86万4,000円出ておりますけれども、下島地区の運営協力金50万。これはこの中に入っておるんですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

はい。30年度はそれが入っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

8番、坂本です。午前中も一般質問の中で西議員がお話されていましたが、クラブ活動ですね。さっきの教育長の話ですと、どうもクラブと学業というのが、5対5ではないようなイメージを聞き手として受けたと。どっちかという、学業が6なのか、7なのか、そのあたりになって、クラブ活動というのは、ある種余暇の部分のような感じで聞こえたですよね、僕は聞き手として。僕はどっちかという部活動、学校以外の部活動でいろんなものを学んだ方なので、学校の勉強以外が生きていく手段だと、どっちかというと思っていないところもあります。ただ、学校の先生とは今も仲よくさせていただいてますし、学校で学んだことも、この年になって、花が咲くこともあるんやなというのは人生として体感しているんですけども。先ほどの教育長の言い方というか、学校の考え方が、僕の解釈、理解になると、その学校の部活よりも、家庭学習及び学校の学習が勝つと。それって僕もあんまり納得いかへんというかね。一芸身を助ける、じゃないけど、何で人間花開くかというのやっぱりわからないと思うんです。だから、それはサボる子どもも悪いと思うんですけど、やりたいことやれへんに学校行く意味ってあるのかというふうになってき

たときに、また、親と学校が、ボタンのかけ違いになりますよね。その辺を含めて、教育長さっき学校にも指導しているという話はされていましたが、ほんまにそれをフラットで考えるのか。それとも、その学業ありきの部活動なのか、その辺は親としても知りたい部分でもあると思うし、今、文教という委員会にいる立場としてもちょっと理解しておきたいなと思ひまして、質問させていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

さっきもお答えさせてもらったように、どっちが上、どっちが下という、この比べ方というのはなかなか難しいと思っておるんです。だから、いわゆる教育を進めている重点のまず一番は、これはまず一番は学力の問題、これ一番です。二つ目がいわゆる心の教育、心の教育ですね。それで、じゃあ部活というのはどこに位置するのかということなんですけど、これは全然別のものではなくて、当然学力のところと、心の部分には重なっておるところがあります。先ほど言いましたように、じゃあ本当に、6対4で、7対3で、どっちなんかいいたら、基本的にはですよ、基本的にはやっぱり学力、これをまず最優先に我々は考えていく必要があるというふうに思っております。ただし、これ今言うのは概論です。その子にとって、個々によってまた違います。この子は今言っているように、勉強とクラブといったときに、この子はクラブで伸びていくということも当然あるわけです。我々が一番考えたい、大事にしたいのは、個々の持っている能力を最大限に引き出す。それが体力であり、運動であり、国語であったり、算数であったり、これ体育も一緒です。そういうところをやっぱり引き出して引き伸ばすというのが、これ教育の一番大事なところかというように思います。そういうことからいって、もちろん部活も本当に大切な教育活動、これには間違いありません。だから、先ほど申しましたのは、概論のところ、どっちなんや教育長と言われたら、立場上やっぱり学力。いわゆる中学卒業する、希望進路の実現というのは、これ一番大事にしたいというふうに思っております。ただし、もう一度繰り返したら、でも、個々によって引っぱり出すものが違う、個々が持っている能力を最大限に伸ばすというのを、ここを最優先したいというふうに思っています。このあたりでご理解いただけたらなというふうに思うんですけど。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

まあ教育長という立場がすごい難しいものだなということは理解したんですけども。子

どもを持つ親としては、子どもの、何ていうんですかね、どこで花開くかというの、僕らも全然わからないし、子育てもある種、かけきたいなもんなんやなというのを日々感じたりするんですよね。自分が思っているように子どもは育ってくれるわけではないので。その中で、その子どもにとって何がベターでベストなんか、それとも常にベストを見つけていってあげるのが親なんかというのは、すごい悩むところでもあると思うんです。西議員もおっしゃったように、少なからずの親も投資をするわけですよね。給食費が無料になったからと言って、その給食費をそのまま部活にあてがうかみたいな、それじゃ補填にならないぐらい、初期投資っているんですよ。例えばうちの子どもで言いますと、卓球のラケットで1万円とか。ユニフォームで1万円と。そういうお金をかけて部活を頑張ると、おまえこの試合応援行くからなみたいな話で、こうはじまるわけじゃないですか、部活動って。でも、一向に試合に呼んでくれないわけですよ。おまえ何してんねん言うたら、いや宿題やってへんし、試合には僕出れへんねん、と。これを言うてきたのがつい最近ですわ。おまえんとこの新人戦はいつあんねん。みたいな話をしてたんですよ。で、うちの子はやってないで仕方がないわと、自分はこの立場ですから思います。ただ、やっぱり今SNSが発達していて、当然中学生でもインスタグラム、ラインやっている子どもっていっぱいいますよね。その子どもたちが、僕と友達になるわけですよ。おっちゃんこんなやねん、あんなんやねん。という、直接の声を、僕とSNSで会話するわけですよ。ほな、うちの息子だけの問題かと思ったら、よその子も同じ悩み抱えて、それで先生を嫌いになっちゃうわけですよ。それってすごい切ないなと思って。教師は一生懸命やっている。子どもも何か一生懸命になるものを見つけないかと思って生きているのに、それがボタンかけ違えて、好き、嫌いの判断になっちゃう。これ僕大きい問題やなと思ったんですよ。自分がやりたいことと、その現実が一致しいひんの、それ大人になってきたらいろんなチャレンジして乗り越えなあかんことやけど。まだ中学生というね、成熟度で、大人がやったその行為というのが制裁に思っちゃったら、すごい一生懸命教育に対してこんだけの大人がかかわって取り組んでいるのに、すごい悲しい結果になっちゃうというか、中学校の1個の思い出が、先生の好き嫌いとか、これやらせてもらえへんかったとか、そんなことが一つの思い出になるのはどうなのかなと思う部分もあったりして、今回こういう質問をしているんですけど。だからといって好きなこと全部させろというんではないですけど、本当に今生きている子どもの価値、僕らのはかり知れんぐらいに、いろんなものが進んでますから。感性もすごい高いし、情報もすごい多い。その中で大人をどう見るかということの怖さというのは、1個1個そういう大人の携わり方で変わってくると思うんですよ。だから、その辺も含めて、単に部活動と学業っていうだけじゃなくて、その後ろにあるバックヤードが僕ら大人じゃはかりしれんぐらいのもん、子どもは多分今イメージしとるわけですよね、その辺も含めて中学校の学校教育と、家庭学習と、親と子どもの関係、子どもと先生との関係、先生と親の関係というものも教育委員会として、大きい枠の中ではそういう話やと思うので、考えていってもらえたらなというのが今回の質問の目的というか目標という

か、そういうものです。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

保護者の立場も含めて、親の思っているのはよくわかります。今回こういうことが議会で話題になった。これについては早速年明けて校長会がありますから、そこでまず部活と学業という言葉今出てきましたけど、これについて課題提起がされました。最終的にはやっぱり教育委員会でも当然そのうまいとこ入っていかなあかんのですが、最終的にはやっぱり保護者と学校、もちろんその間に子どもはいるわけですけど、保護者と学校が十分に話し合う、そういう機会をまず持ってもらって、学校は学校の思い、保護者は保護者、いやこんな考え方もあるんやでというのを、そこで十分協議してもらいたいというふうに思います。教育委員会に逃げてるとか、そういうことじゃないですけど、こういう話があつてという問題提起の場、校長会では投げかけていきますので、ご理解をお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

役割分担、きっちり分けていただいて。親は親の仕事しますし、僕らも僕らの立場の仕事しますし、その辺はみんな役割もってできればなと思います。よろしくをお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

これで討論を終結いたします。これより、採決します。認定第1号 平成30年度相楽

東部広域連合一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長（廣尾 正男）

挙手全員です。したがって、認定第1号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件については原案のとおり認定されました。ここで5分ほど暫時休憩します。30分から再開します。

(休憩 14:25～14:30)

◎ 議長（廣尾 正男）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。日程第6 議案第8号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

議案第8号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてご提案申し上げます。地方公務員の臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的とした、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本連合においても、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な条例を制定しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

それでは、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきましてご説明申し上げます。ただいま、連合長の提案理由でございましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、来年4月から、会計年度任用職員制度が始まるものとなったものでございます。現在、連合において任用、また雇用する嘱託職員、臨時職員の賃金、勤務時間、その他勤務条件などは、それぞれ相楽東部広域連合嘱託職員取扱規則並びに相楽東部広域連合臨時職員取扱規程により定めておりますが、ほとんどの嘱託職員、臨時職員は、一般職の会計年度任用職員に移行することとなります。

これに伴いまして、地方公務員法、地方自治法が適用されることとなるため、給与及び費用弁償に関し条例で定める必要が生じてまいったものでございます。それでは、本条例案の概要をご説明いたします。議案書の2ページ目をお願いいたします。条文は全27条での構成となっております。まず、第1条、趣旨でございますが、地方公務員法並びに地方自治法の規定に基づきまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものでございます。第2条、こちらの定義ではフルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の種類を規定しております。第1号のフルタイムは、正規の職員と同じく、週38.75時間の勤務を行うもの。第2号のパートタイムは、それより短い勤務時間の職員となります。第3条、会計年度任用職員の給与では、本条例における給与の種類を規定しております。フルタイムには、給料及び各手当。パートタイムには、報酬及び期末手当を支給すること、と定めるものでございます。次の、第4条から第15条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料、諸手当の計算方法、支給方法について定めたものとなっております。第4条、給料表でございますが、給料表につきましては、行政職俸給表の1、2級を用いた別表第一によるものと規定しております。この別表第一につきましては、本議案書の9ページ目につけさせていただいております。続きまして、第5条でございます。職務の級の分類を、議案書の最終ページにございます、別表第二のとおり、1級は、定型的、補助的な業務を行う職務。2級は、相当の知識及び経験を必要とする職務、と規定するものでございます。続きまして、第6条でございます。フルタイム会計年度任用職員となったものの号給について規定をするものでございますが、こちらにつきましては、現行の基準を下回らない額というものを設定することとなります。第7条、第8条は、給料の支給に関する規定でございますが、一般職に従事する内容となっております、支給日につきましては、別に規則で定めるものとしております。続きまして、1枚めくっていただきまして、第9条でございます。通勤手当。それと次の第10条は、時間外勤務手当。その次の11条は、休日勤務手当に関する規定となっておりますが、こちら先ほどの給料と同じく、一般職に準じる内容の規定となっております。続きまして、第12条は、時間外や休日勤務手当の額を算定する際の円未満の端数処理の方法について規定をしたものでございます。第13条、期末手当に関しましては、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員に、こちら一般職に順次で支給することを規定しております。続きまして、すみません、1枚めくっていただきまして。第14条、時間外勤務手当などの算定基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算出方法について、こちら一般職に準じた規定を定めております。第15条、給与の減額につきましては、定められた勤務時間時に勤務しなかった場合の給与額の減額を一般職に準じて行う規定となっております。次の第16条から第25条までは、パートタイムの会計年度任用職員の、こちらは報酬になりますが。報酬、期末手当、費用弁償に関する規定となっております。第16条の報酬に関する規定では、給料表に基づき、月額、日額、時間額で報酬額を定めることができるものとし、日額、時間額については、月額を勤務時間数で除して求めるということを定めております。

第17条は、時間外勤務に関する報酬。次のページになりますが、第18条は、休日勤務に関する報酬についての規定となっておりますが、どちらも基本的にはフルタイムの会計年度任用職員と同様に、一般職に準じる取り扱いとするものでございます。一番下になりますが、第19条、報酬の端数処理。こちらも先ほどのフルタイムと同様に、時間外勤務等に関する報酬の額などを算定する際の円未満の端数処理において、四捨五入をすることを規定したものでございます。1枚めくっていただきまして、第20条、期末手当に関しましては、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者を除き、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員に一般職に準じて支給するということを規定しております。第21条、報酬の支給でございますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算方法、支給方法についての定めとなっております。支給日は、フルタイム会計年度任用職員と同様に、別に規則で定めるものとしております。第22条、勤務1時間当たりの報酬額の算出でございますが、こちらにつきましても一般職に準じた規定を定めるものでございます。1枚めくっていただきまして、第23条になります。報酬の減額、月額または日額により報酬を定めたパートタイム会計年度任用職員が、定められた勤務時間に勤務しなかった場合の報酬額の減額を、一般職に準じて行う規定となっております。第24条と第25条は、それぞれ通勤並びに公務のための旅行に係る費用弁償について、一般職に準じて支給するということを規定をしております。第26条では、職務の特殊性等を考慮いたしまして、広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めることができるという旨を規定しております。最後の第27条になりますが、この条例の実施に関しまして必要な事項は、規則で定める旨を規定するものでございます。続きまして附則でございます。附則の第1項、本条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。附則第2項、関係条例の整備といたしまして、相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。2枚ものの資料で、新旧対照表をつけておりますので、こちらをご覧ください。改正内容といたしましては、地方自治法第203条の2の改正に伴いまして、こちらの第1条での引用条項の改正を行うものと、特別職非常勤職員から会計年度任用職員及び民間への移行に伴いまして、別表から当該職を削除するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

質疑なしと認めます。これで、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（廣尾 正男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより、採決します。議案第8号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長（廣尾 正男）

挙手全員です。したがって、議案第8号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。日程第7 議案第9号 令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

議案第9号 令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号についてご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額10億664万3,000円に、歳入、歳出、それぞれ827万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ10億1,492万円とするものでございます。今回の補正は、平成30年度の余剰金を分担金及び負担金と相殺したものです。笠置児童館仮移転に伴い、必要となる移設費用。適正なごみ処理を行うための指定ごみ袋購入費用。アルバイト賃金の改定に伴い必要となる経費等を補正したものが主なものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。それでは、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号につきまして、ご説明を申し上げます。それでは予算書の1ページをご覧ください。先ほど連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正は、こちら第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ827万7,000円を追加いたしまして、歳入、歳出、それぞれ10億1,492万円とするものでございます。それでは歳入からご説明を申し上げます。予算書の11ページ、12ページと合わせまして、予算資料の1ページを

ご覧ください。今回の歳入補正では、決算により、平成30年度剰余金が、485万635円計上されておりますので、繰越金として補正計上するとともに、各町村の分担金及び負担金と相殺する内容が含まれております。まず、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金で、219万2,000円の増額でございますが、町村ごとの金額につきましては、右のページになりますが、説明欄に記載のとおりでございます。同じく、2項分担金、1目分担金では、253万5,000円の増額となっておりますが、こちらも、節の区分並びに町村ごとの金額は、説明欄の記載のとおりでございます。それでは、内訳についてご説明を申し上げます。資料の1ページをご覧ください。資料1ページの上段、平成30年度清算分の見出しをつけた表が、平成30年度からの繰越金の精算分に当たるものでございます。先ほど平成30年度の剰余金が、486万635円とご説明を申し上げましたが、この金額から既に、当初予算におきまして、130万円を前年度繰越金として計上しておりますので、今回差額の、355万円を増額補正するものでございます。この表の精算額の欄を見ていただきますと、内訳といたしまして、負担金の部分で、349万3,000円、その下の衛生費等に係る分担金の部分でも、5万7,000円多くいただいていたこととなります。町村ごとの内訳につきましては、この表の右側のとおりとなっております。続いて2段目の表が令和元年度第2号補正分でございます。第2号補正分といたしましては、表の第2号補正額の一番下の行になりますが、計の欄のとおり、827万7,000円の増額を計上させていただいております。こちらも町村ごとの内訳につきましては、右に表のとおり、それぞれ負担割合に基づくものとなっております。また、その下、右半分ほどで三段になった表では、繰越金の精算分と合わせた各町村ごとの負担金、分担金別の内訳となっております。それでは、予算書の11ページ、12ページにお戻りください。次に、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、こちらは、先ほどご説明いたしましたとおり、平成30年度からの剰余金、当初計上分を除きました、355万円を計上するものでございます。続きまして、歳出予算のご説明をいたします。予算書では、1枚めくっていただきまして、13ページ、14ページ、それと資料の方では、先ほどの資料の3ページ以降を合わせてお願いいたします。順に説明をさせていただきます。まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費では、補正額、12万9,000円を計上させていただいております。今年度は、定例会の時期以外にも常任委員会、全員協議会、開催されておきまして、今後もテールアルメ関連の調査を行う予定となっております。これらの会議録や資料の作成、整理などを行うための事務アルバイト賃金の計上となっております。次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、23万8,000円を計上させていただいております。同じくアルバイト賃金でございますが、本年度実施されました最低賃金の引き上げに伴う差額不足分のほか、現在、整備を進めております、給与システムの導入に伴いますデータ整理作業を行うための賃金となっております。次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童館費では、84万5,000円を計上いたしております。派遣職員の時間外勤務手当の不足分と、来年の4月の、笠

置児童館移転に向けてのネットワークの設定変更委託料など、準備経費を計上させていただいたものとなっております。続きまして、4款衛生費、1項環境費、1目環境総務費では、51万5,000円を計上しております。説明会、研修会等への出席が増えたことによる9節旅費での増額1万5,000円と、19節の負担金、補助及び交付金におきまして、下島地区に対するクリーンセンター施設運営協力費、50万円を計上させていただいたものとなっております。同じく衛生費の、2項清掃費、2目じんかい処理費では、207万7,000円を計上させていただいております。内容といたしましては、現在の指定ごみ袋の追加購入費用と、来年4月からの、その他プラ。これ用のごみ袋作成にかかります費用を、11節の需用費で計上させていただいたものでございます。次の、5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、3節の職員手当等にて派遣職員の時間外勤務手当の不足分、50万円を計上させていただいております。続きまして、同じく教育費の、2項小学校費、2目和束小学校管理費では、点検に基づく消防設備の修繕費用、17万6,000円を計上させていただいております。同じく、3目の南山城小学校管理費でも、職員室の窓ガラス並びにスクールバスのクーラーの修理費用を、11節需用費にて、166万9,000円計上させていただいたものでございます。なお、この南山城小学校のガラスの破損の部分につきましては、本日午前中に資料といたしまして、現況の写真をお配りさせていただいたところでございます。次に、同じく教育費の3項中学校費、1目笠置中学校管理費では、産休育休代替の非常勤講師にかかります報償費、12万9,000円の増額と、次の、3目笠置中学校教育振興費では、特別支援等講師賃金の不用分、15万円を減額するものでございます。続きまして、予算書の15ページ。次のページ15ページをお願いいたします。同じく中学校費、4目和束中学校教育振興費では、2,000円の減額補正となっております。内訳では、8節報償費で、部活動の外部指導者への手当、13万3,000円を追加しまして、14節の使用料及び賃借料では、契約締結に伴います、バス借り上げ料の不用額、13万5,000円を減額するものとなっております。続きまして同じく教育費の、4項社会教育費、1目社会教育総務費では、補正額、89万1,000円を計上いたしております。内訳は資料の4ページをご覧ください。4ページの一番下のくくりの部分になりますが、社会教育事業の笠置町事業分といたしまして、笠置町分室の移転に伴いまして、図書室の開館日が増加したことに伴います、アルバイト職員の賃金並びに社会保険料の不足分と、その下の項目になりますが、地域学校協働本部事業の南山城村事業分、こちらのほうでは運営委員会の委員報酬を増額する内容となっております。続きまして予算書の方で同じく、3目の文化財保護費では、和束町史編さん事業報告書の印刷経費、13万1,000円を計上させていただいたものでございます。最後に同じく、教育費の、5項保健体育費、2目給食業務事業費では、112万9,000円の増額補正をお願いしておりますが、7節の賃金では労務単価の引き上げに伴う和束給食センター調理師のアルバイト賃金不足分と、同じく和束給食センターの空調設備、こちら工事完成いたしましたことによりまして、電気使用量が増加しましたので、電気代不足分として、1

06万9,000円を計上させていただいたものでございます。以上で、第2号補正予算案の概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

16ページの環境費ですね。19番の負担金50万円ですね。下島区に補正で50万円出たということなんですけども、これが施設ですよ。クリーンセンターの維持管理費として、今後6年間ですか、支払いをするということで、これ出たんですけどね。これはちょっと違うんじゃないかと、この件につきましては、下島区、撰原区ですよ、近隣ということで道路を使ったりということで、迷惑料として1,000万円ですね。両地区に支払われて、撰原区については一括、そして下島区については、できました当時は、区がなく揉めてましてね。支払いのほうは平成17年でしたかね、から、ようになってまして、6年分ですよ、が、未収になっているということで、調べてないわけですし、その分を、今回、分納せいというんですけど、やはりこれは、一応稼働が終わったという時点で終わったというか、休止した時点で、かつて調べていなかった分として、やはり一括して支払うべきだと思うんですね。というのはこれ、稼働の維持管理で使うということになりますとね、今後のことですし、一旦契約終了しているわけですからね。これ撰原区もそうですが、ずっと通ってきて、協力してきて、下島区だけで契約をして、そして、稼働のためにね維持管理ですよ。稼働というか、維持管理のために払うというか、どうも理に合わないことですので。これはいただけないというか、反対いたします。これについて答弁お願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

今のご質問に、お答えをさせていただきます。先ほどの全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、スタートした時点におきまして、下島地区さんにおきまして、本当に、地元中の地元でございます。その中で、賛成される方、反対される方がおられまして、私は口に言えないほど下島地区の方にはご迷惑を、私はかけたとすごく思っております。そういうことにおきまして、そういう協定もできなくて、そういう迷惑料のお支払いもできなかったという経緯がございます。けれども、その6年間について、実際そういう稼働している間、下島地区に対してもそういう迷惑を、事実与えていたわけでございます。そういうことに対しての対価が支払われていなかった、そういうことでございますので、

遡って、その6年間は支払っていく。これは連合として当然の予算執行だと考えます。

◎ 議長（廣尾 正男）

藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

それはわかっているんです。支払うなどとは言っていないんです。支払うのは当然なんですけどね、大義がね、支払う大義が、過去のそういう未払いの部分について支払うというのであればよいんですけど、その施設の維持管理としてね、今後払うということであれば、現状用にして続けていこうということでありまして、それやったら下島区のみならず、やはり今まで道も提供してきましたしね。そういう撰原区についても、やはり配慮されるべきじゃないかと思っておりますのでね。だから、この名目をね、先ほども言いました。覚書ですよ。覚書の第7条に書いてあるんですけども、やっぱりそこら辺のところも含めて、やっぱりこれは反対いたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

答弁はよろしいですか。

◎ 4番（藤井 清隆）

答弁、結構。

◎ 議長（廣尾 正男）

はい、ほかに。いや、答弁結構いうてるから。ほかに。鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

補正の資料第2号の方の4ページですね。朝から小学校のひびの入ったガラスについての写真も資料、皆さんのところにつけてくれていると思いますが、この前、私も様子を見に行ったりしたんですけど。これ一体いつからこういうことがおこったのか、原因は何なのか、それちょっと、まずお聞きしたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

窓ガラスの破損ですが、ことしの5月に発生しております。破損の状況ですけれども、確認しましたところ、アルミカーテンウォールの複層ガラスの縦辺、長辺側です。の、エ

ッジ部分の一点を起点として、他行した亀裂が発生している状況となっております。破損原因ですけれども、飛来物や野鳥などの衝突の痕跡等を調べましたが、発見されておられません。亀裂の始まりが、ガラスエッジ部で、またガラスエッジに対しまして、ほぼ直角であることなどから、熱応力の負荷による熱割れ破損であると推定しております。窓ガラスのうち、日射が直接当たる部分は熱を吸収して高温となり膨張しますが、ガラス周辺部はサッシに飲み込まれているため日射を受けず、またサッシや建物個体への放熱もあり、低温のままになり、膨張しない状況となります。このため高温部の熱膨張を周辺部が拘束する状態となり、周辺部に引っ張り応力が発生している状態となります。この力がガラスのエッジ強度を超えると熱割れが発生すると言われております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ということは、複層ガラス、いわゆるペアガラスは全てこういうことが起こり得るということですか。いっぱいいるんところで使われていると思うんですけども、何でこの場合だけなったんでしょう。

◎ 議長（廣尾 正男）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

今回、この窓ガラスが破損した原因ですけれども、特段、飛来物等がないということで、熱割れで起こっておるといふことしか推定はできておりません。全てのガラスにこのような状況が起きるとも限りませんが、ガラスにおきましては、こういうふうな物理的な破損が起きるといふことは確認されております。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

今回、100万円以上ですよ。それだけのお金使って、あそこの窓、枠自体の形もちよっと特殊なものですし、本当に特注でなければできないようなものですよ。それが、ほかの場所でも起こり得るということですかね、それやったらそのたびに、100万円余りを払い続けなきゃいけないということになるし、張り替えたならそれでも絶対大丈夫という保証がないのであったら、これ本当に専門家できちんと検証して原因はつきりさせな

いと、そうだろうという、推定されますというぐらいで、その100万のお金を使うというのはどうかと思うんですが、どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）
竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）
この破損した時に関しましては、目撃者等もございません。破損した後に学校の方で発見した状況であります。よって人がいないときに起きておりまして、推定する以外方法がなく、また発生破損の状況が、熱割れという破損の形態と似ておることから、今回は熱割れ破損というふうに判断しておるところでございます。また、この復旧方法ですけれども、この再発防止に向けた復旧方法を考えております。建物のイメージ、デザインを損なうことなく、原型復旧を基本としながら、また同様の破損が起きないように、中央部にアルミの横サンを設け、ガラスを上下2分割にし、復旧する計画としております。

◎ 議長（廣尾 正男）
ほかに質疑ありませんか。

◎ 6番（鈴木 かほる）
すみません。3回目。

◎ 議長（廣尾 正男）
3回目終わりましたんで、はい。

◎ 6番（鈴木 かほる）
2回しか、また聞いてない。

◎ 議長（廣尾 正男）
終わりました。はい。ほかに。岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）
連合長に聞きたいんですけど、先ほど我々の勉強やってね、支出の50万の件は説明されましたね。先ほど念頭で50万の件の支出は、文章が違うということだと思っんですよ。一番初めの当初のやつにはね、ごみ処理の施設運営協力金というの。今回は、これは委員会でも紹介、委員長もおっしゃったように、維持管理協力資金としてとなっておる。ここがちよっと違うん違うかということ、藤井議員さんもおっしゃっているんですよ。そや

けど、払うことには、全然問題ない、なんの抵抗もなしに、ただ6年間を、本来20年払うやつをね、14年しか払ってないんやったら、これは払わなこれはそんで私は議員さんみんなオーケーなんですけど。その文面が違うので、違うということ。この辺が理解我々は理解していますよ。藤井君はこれが、理解してなかったの。誠意をもって、あと6年分払ってもらったら私はそれで結構なんです。そういうことなんです。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

いやいや、はよ終わります。はよ終わります。鈴木議員と一緒にですけどね、このガラスの修理は、これで1回たたき台できてしまうと思うんで、なるべく、業者泣かしたらあかんですけど、リーズナブルに。バルコニーも出てるんで、バルコニーから足場出てたら、足場代ってそんなにいらんのかなって。僕も建設業に携わっている分そういうこと思うんで、なるべく、それこそペアガラスがその場所に不向きならペアガラスやめちゃうとか、ペアガラスどうしても単価上がりますし、これからの財政考えて、そこから見直していてもよいのかなと、ペアガラスがほんまにそこまで保温力あるのかどうかというのもあるでしょうし。まあ結露の問題はありますが、その辺も含めて、いろんなパターンを出して、こういうふうに決めましたと。これが一番ベストですというふうな説明できるようにしてもらえば、鈴木議員も納得されると思いますので、いろんなパターンをちょっと考えてみてください。時間はないと思いますけど。

◎ 議長（廣尾 正男）

答弁よろしいか。

◎ 8番（坂本 英人）

よいですよ。はい。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに、質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（廣尾 正男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより、採決します。議案第9

号 令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

◎ 議長（廣尾 正男）

挙手多数です。したがって、議案第9号 令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号については、原案のとおり可決されました。少し資料を配付します。ちょっと待ってください。日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から、会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（廣尾 正男）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。本日の会議を閉じます。西村広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

長時間にわたりまして、熱心なご討議、本当にありがとうございました。これから教育の分野におきましても、福祉の分野におきましても、またごみのあり方につきましても、またテールアルメの安全確保におきましても、新年早々大きな課題が生じてまいります。私たちは、町民また村民の方から、付託を受けておるわけでございます。そういう重大な、重大といいますか、大きな課題を私たちはそれを乗り越えていく責務がございます。責務と同時に、私たちはここにいるという自負も忘れてはならないと私は思っております。執行部側、また議会の皆様、また町民、村民の方のご意見もお聞きしながら、この難しい重大な課題を乗り越えていきたいと思っておりますので、どうかご協力、ご理解よろしくお願いをいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はご苦労さまでございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

これをもちまして、令和元年相楽東部広域連合議会第3回定例会を閉会します。本日はご苦労さまでした。